

平成 23 年 2 月
関西広域連合議会定例会会議録

平成23年2月関西広域連合議会定例会会議録 目次

平成23年2月20日

1 議事日程	1
2 本日の会議に付した事件	1
3 出席議員	1
4 欠席議員	1
5 欠員	1
6 事務局出席職員職氏名	1
7 説明のため出席した者の職氏名	2
8 開会宣言	2
9 開議宣言	2
10 諸般の報告	2
11 会議録署名議員の指名	2
12 会期決定	2
13 第27号議案及び第28号議案一括上程	3
14 広域連合長・委員提案説明	3
15 一般質問	8
土師 幸平議員	
1 広域産業振興について	8
広域産業振興担当委員 橋下 徹	9
西村 晴天議員	
1 国出先機関の移管について	10
1 事務の拡充について	11
国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹	11
広域連合長 井戸 敏三	12
堀田 文一議員	
1 国の出先機関からの事務移譲について	13
国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹	13
広域連合長 井戸 敏三	14
武田 丈蔵議員	
1 広域連合設立のメリットと事業執行力の確保について	16
広域連合長 井戸 敏三	17
副広域連合長 仁坂 吉伸	18
宮本 博美議員	
1 広域防災について	18
1 ハローワーク及びポリテクセンターの地方移管について	19
広域連合長、広域防災担当委員 井戸 敏三	20

国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹	21
中小路 健吾議員	
1 関西広域連合のガバナンスについて	21
1 広域連携事務の推進体制について	23
広域連合長 井戸 敏三	24
出原 逸三議員	
1 国出先機関の丸ごと移管について	28
1 広域観光について	29
国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹	30
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	31
尾崎 要二議員	
1 国出先機関の丸ごと移管の「丸ごと」の意味について	32
1 丸ごと移管後の人員削減、移譲される権限、財源の確保について	32
1 広域職員研修について	33
国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹	33
副広域連合長、広域職員研修担当委員 仁坂 吉伸	34
吉井 和視議員	
1 農林水産物の地産地消への取組について	35
1 府県からのドクターヘリ事業の移管について	35
広域連合長 井戸 敏三	35
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	36
山根 英明議員	
1 奈良県への働きかけについて	37
1 関西広域連合における観光の推進について	37
1 山陰海岸国立公園管理事務の移管について	38
国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹	38
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	39
委員（山陰海岸ジオパーク推進担当） 平井 伸治	39
木下 功議員	
1 医療や健康をテーマとした「広域観光」について	
て	40
1 広域文化振興への具体的な取組について	41
1 次期定例会の開催地について	42
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	42
広域連合長 井戸 敏三	43
16 討 論	43
堀田 文一議員	43
17 表 決	44

18	決議案第1号上程	44
19	議事順序省略議決	45
20	討 論	45
	堀田 文一議員	45
21	表 決	45
22	閉 会 宣 告	45

○議事日程

平成23年2月20日

午後1時開会

- 第1 諸般の報告
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期決定の件
 - 第4 第27号議案及び第28号議案
　　広域連合長・委員提案説明
 - 第5 一般質問
 - 第6 討論・表決
 - 第7 決議
　　討論・表決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期決定
 - 日程第4 第27号議案及び第28号議案
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 討論・表決
 - 日程第7 決議
-

出席議員(20名)

1番	出原	逸三	11番	松本	よしひろ
2番	吉田	清一	12番	宮本	博美
3番	山口	勝	13番	山口	信行
4番	中小路	健吾	14番	武田	丈蔵
5番	村田	正治	15番	吉井	和視
6番	井上	哲也	16番	尾崎	要二
7番	堀田	文一	17番	松田	一三
8番	西村	晴天	18番	山根	英明
9番	吉田	利幸	19番	木下	功
10番	土師	幸平	20番	竹内	資浩

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 栄尾 隆 次長 湯瀬 敏之

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長、広域防災担当委員	井 戸 敏 三
副広域連合長、広域職員研修担当委員	仁 坂 吉 伸
広域観光・文化振興担当委員、国出先機関	
対策委員会副委員長	山 田 啓 二
広域産業振興担当委員、資格試験・免許等	
担当委員、国出先機関対策委員会委員長	橋 下 徹
広域医療担当委員	飯 泉 嘉 門
広域環境保全担当委員	嘉 田 由紀子
委員（山陰海岸ジオパーク推進担当）	平 井 伸 治
本部事務局長	高 井 芳 朗
広域防災局長	木 村 光 利
広域観光・文化振興局長	松 村 明 子
広域産業振興局長	金 田 透
広域医療局長	細 井 久 雄
広域環境保全局長	上 山 哲 夫
広域職員研修局長	宮 地 俊 明

午後 1 時 0 分開議

○議長（吉田利幸） これより平成23年2月関西広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

日程第1

諸般の報告

○議長（吉田利幸） 日程第1、諸般の報告を行います。
出席要求理事者の報告であります、理事者側へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご覧おき願います。

日程第2

会議録署名議員の指名

○議長（吉田利幸） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、私から、吉田清一君及び宮本博美君を指名いたします。
以上のご両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方にお願いいたします。

日程第3

会期決定の件

○議長（吉田利幸） 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。

日程第4

第27号議案及び第28号議案

○議長（吉田利幸） 次に、日程第4、第27号議案及び第28号議案の2件を一括議題といたします。

広域連合長及び各委員から提案説明を求めます。

まず、広域連合長、広域防災担当委員から提案説明を求めます。

井戸広域連合長。

○広域連合長、広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合が設立されて2ヵ月が経過いたしました。地方からの分権改革への主体的な行動として、この広域連合に対する反響は、我々の想像を超えたものがありました。私たちはその期待に応えていかなければならぬ責任を痛感しています。

去る1月15日には、最初の連合議会が開催され、広域連合の運営に必要不可欠な条例の議決や行政委員会委員の選出等を行っていただきました。改めてお礼を申し上げます。

平成23年度は、関西広域連合の本格スタートの初年度であります。今後の活動を規定する7つの分野の計画づくりの策定等に、各担当委員が責任を持って取り組みます。また、当面の最大の課題である国からの権限移譲については、国出先機関対策委員会を中心に、全委員が一致団結して戦略的に進め、地方分権改革を先導していきます。

それでは、今議会に提出している議案2件の概要について説明します。

まず、第27号議案、関西広域連合広域計画作成の件です。

広域計画は、広域連合が事務を実施していくための指針となるべきものであり、広域連合及びその構成団体は、この広域計画に基づいて事務を処理しなければならないとされています。地方自治法の規定により、広域連合の設置後、連合議会の議決を経て、速やかに作成することが義務付けられています。

本広域計画では、平成25年度までのおおむね3ヵ年を計画期間とし、規約に定められた7つの分野ごとに、広域連合と構成団体がそれぞれ行う事務の指針を定めるとともに、将来的に順次、事務を拡充していくことや、原則廃止に向けて検討が進められている国の出先機関からの事務・権限の移譲を求めていくことを定めています。

次に、第28号議案、平成23年度の一般会計予算です。

関西広域連合の初めての通年予算となる平成23年度予算の総額は、4億7,386万5,000円と、昨年12月から本年3月までの4ヵ月間の所要経費のみを計上している本年度の予算に比べますと、金額で約3億9,000万円の増となります。

予算の概要を説明します。

まず、歳入については、構成府県の負担金 約3億6,800万円、ドクターへリの運航に対する国庫支出金 約1億600万円などを見込んでいます。

次に、歳出につきましては、議会費・総務費等 約1億6,500万円ですが、うち1億2,300万円は本部事務局職員人件費であります。広域防災費 約1,000万円、広域観光・文

化振興費 約1,600万円、広域産業振興費 約2,200万円、広域医療費 約2億1,500万円、うち約2億1,200万円は、京都府・兵庫県・鳥取県を区域とするドクターヘリの運航に要する経費です。広域環境保全費 約2,600万円、資格試験・免許費等費 約1,700万円、広域職員研修費 約300万円、合計約4億7,400万円となっています。

引き続き、広域防災分野について説明します。

広域防災については、関西全体の安全・安心の向上に向け、次の7つの事務を推進します。

1つには、東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による広域災害に対し、関西が取るべき対応方針や広域連合等が実施する事務を定めた「関西広域防災計画」を策定します。

2つには、広域災害発生時において、広域連合が実施する広域応援の手順を取りまとめた「関西広域応援実施要綱」を作成し、運用します。

3つには、関西が一体となって広域災害に対処する体制の強化を図るとともに、「関西広域防災計画」や「関西広域応援実施要綱」の実効性を検証するため、広域災害を想定した図上及び実動による広域応援訓練を実施します。

4つには、災害発生直後に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配達体制を整備するため、物資集積・配達マニュアルを作成します。

5つには、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター等、防災研究・研修機関が実施する研修に構成団体職員が参加するほか、特定のテーマで特別研修などを実施し、計画的な防災分野の人材育成を行います。

6つには、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延やその他の緊急事態への広域的な対処に係る構成団体間の連携・調整を行います。現在、全国各地で発生している高病原性鳥インフルエンザについては、広域防災局を務める兵庫県から既に設置されている近畿ブロック等高病原性インフルエンザ対策協議会を通じて構成府県等に対し速やかな情報提供等を行っています。また、口蹄疫についても、昨年4月、宮崎県等での発生を踏まえ、協議会を設置しており、速やかな情報共有及び連携体制を構築しています。今後とも構成府県等との連携を密にし、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫対策に万全を期していきます。

7つには、関西における広域防災に関する諸課題の解決に向け、次年度以降実施する調査研究のテーマについて検討します。

以上が広域防災分野の取組方針等です。その他の広域事務については、それぞれ担当委員から説明しますので、よろしくお願いします。

議員の皆様におかれては、提出議案等についてよろしくご審議の上、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

○議長（吉田利幸） 次に、広域観光・文化振興担当委員から提案説明を求めます。

山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 広域観光・文化振興担当委員の山田でございます。広域観光・文化振興分野では、関西が有する文化・歴史や自然景観、都市の賑わいなど様々な強みを一的な施策を講じることでさらに増幅させまして、観光面から関西の浮揚を図ってまいりたいと考えており、来年度は特にその基礎基盤をなす事務を推進していきたいと思います。

まず第1は、「関西観光・文化振興計画」の策定であり、国際会議、企業研修、イベント誘致等、いわゆるM I C E 誘致や外国人観光誘客、さらには文化を生かした関西の魅力づくりなど観光・文化振興施策について、有識者からなる委員会を本年度にも設置いたしまして、重点分野や事業、目標等を定めてまいりたいと考えております。

第2番目は、東アジアなどのターゲットに、魅力ある資源を有機的につないで関西観光ルートを設定いたしますとともに、民間とも共同し、観光客の誘致につながるよう観光プロモーションをオール関西で実施をしていきたいと思っております。

第3に、このほか、関西全体の観光動向が把握できます統計手法の開発や関西地区全般の案内が行える制度の創設に取り組みますとともに、現在各府県で実施している登録事務、さらには、外国人観光客の利便性向上を図るための観光案内表示について関西としての統一的なあり方を考えるなど、関西の観光・文化振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（吉田利幸） 次に、山陰海岸ジオパーク推進担当から提案説明を求めます。

平井委員。

○委員（山陰海岸ジオパーク推進担当）（平井伸治） 京都、兵庫、鳥取にまたがる山陰海岸ジオパークは、昨年10月に念願の世界ジオパークネットワークへの加盟を果たしました。

ジオパーク活動では、地質遺産の保護・保全に加えまして、地域経済の活性化、持続可能な開発が主要戦略目標の1つに掲げられております。

山陰海岸ジオパークには、約2,500万年前に遡ります日本海形成に関わる多様な地質や地形が存在し、それらがもたらす多彩な自然を背景にした人々の文化や歴史があります。

当連合の広域観光・文化振興の分野で取り組んでいく「広域観光ルートの設定」や「海外観光プロモーション」の実施に当たりまして、山陰海岸ジオパークや府県の枠を越えて打ち出していくシンボリックなテーマとして、魅力あふれる観光コースを設定し、観光コンテンツを考えしていくことで、世界中から多くの観光客を関西に呼び込んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 次に、広域産業振興担当委員、資格試験・免許等担当委員、国出先機関対策委員会委員長から提案説明を求めます。

橋下委員。

○広域産業振興担当委員、資格試験・免許等担当委員、国出先機関対策委員会委員長（橋下徹） 人口が減少期に入り、とりわけ働く世代が減っていく中、関西産業の活力を維持・発展させていくためには、府県の枠を越え、関西ワイドで「人・モノ・金」をダイナミックに動かし、アジアなど新興国の外需を取り込んでいく姿勢が重要です。

こうした認識に立って、平成23年度の取り組みとして、関西広域のシナジーを生かした産業振興を図るため、目指すべき関西産業の将来像や共有すべき戦略等を盛り込んだ「関西産業ビジョン」を策定します。

併せて、各地の産業クラスターの連携を図ることにより、バイオや新エネルギーなど、関西の強みに一層磨きをかけます。また、公設試験研究機関が有するそれぞれの設備や人材等の持ち味を引き出し、組み合わせることで、ものづくり中小企業のイノベーションを後押しします。

さらに、中小企業のビジネスチャンスを拡大するため、合同でプロモーションに取り組むとともに、構成府県が認定したベンチャー企業の製品を関西ワイドで調達できるよう、制度設計を行います。

資格試験・免許等分野については、府県ごとに実施している、調理師、製菓衛生師及び准看護師に係る試験と免許に関する事務を広域連合に集約し、一元的に実施することで効率化を図ってまいります。

平成23年度は、試験・免許管理システムの構築や試験実施に係る各種取扱要領の策定など、実施に向けた事前準備や調整を進め、平成25年度からの各試験の共同実施と免許交付等事務の移管を目指します。

国からの事務・権限移譲については、国と地方の二重行政を解消するとともに、府県を越える広域的な課題を関西広域連合が一元的に処理できるよう、国出先機関の権限、財源、組織の一括移管、すなわち「丸ごと」移管の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

国においては、昨年末に閣議決定した「アクション・プラン」において、出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本に、平成24年通常国会への法案提出を目指すこととしており、地域主権戦略会議の下に、新たに「アクション・プラン推進委員会」が設けられました。

去る2月17日に開催された第1回の推進委員会に山田副委員長とともに出席し、関西の求める「丸ごと」移管の内容等について意見交換をしてきたところです。今後とも、この推進委員会の場で移管に必要な法案整備に向け、国と具体的な協議・調整を進めていきます。

○議長（吉田利幸） 次に、広域医療担当委員から提案説明を求めます。

飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 広域医療担当委員の飯泉でございます。それでは、広域医療関係につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

広域医療につきましては、次の3点について進めてまいりたいと考えております。

まず1つ目は、関西の府県域を越えました広域医療連携のさらなる充実に向けて、ドクターへリの最適の配置・運航を中心とした「関西広域救急医療連携計画」を策定をいたしたいと考えております。

また、東南海・南海地震、さらには近畿圏直下型地震など、大規模広域災害の発生に対応するため、広域防災分野とも連携を図りながら、ドクターへリなどを活用した災害時における医療提供体制の構築に向けた検討を行いたいと考えております。

2つ目は、複数機のドクターへリが補完をし合います相互応援体制の構築を図るため、大阪府、和歌山県、さらには京都・兵庫・鳥取の3府県における事業の広域連合への移管、こちらを計画的に進め、関西全体におけるドクターへリの効率的・効果的な配置・運航体制を構築をしたいと考えております。

3つ目は、関西における広域救急医療連携のさらなる充実に向けた仕組みづくりを行いますため、計画策定を行う中で、有識者などからのご意見も賜りながら、救急患者に対する迅速な医療の提供に向けた広域連携のあり方を検討いたしたいと考えております。

そして、最後に、今後の展開方向といたしましては、広域的な救急医療体制を充実をさせるとともに、各地域における医療資源の有機的な連携を図ることによりまして、医療面

での多重的なセーフティーネットの構築を図り、関西全域に「安全・安心の輪」をしっかりと広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田利幸） 次に、広域環境保全担当委員から提案説明を求めます。

嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 広域環境保全担当の嘉田でございます。広域環境保全分野では、「温暖化対策」と「生態系の保全」の2つの柱で取り組んでまいります。

当面の事務としては、「関西広域環境保全計画」を策定するとともに、電気自動車の普及促進など「温室効果ガス削減のための広域取組」と、カワウ対策を通じた「府県を越えた鳥獣保護管理」に取り組んでまいります。

「温暖化対策」と「生態系の保全」という2つの柱は、京都議定書に続く新たな枠組みの構築や名古屋議定書の成果の実現など、今後、皆が一体となって取り組まなければならぬ大きな課題でございます。

特に、「温暖化対策」については、関西は環境保全に係る産業や技術の先進地であります。温室効果ガス削減のために広域でいち早く取り組むことは、グローバルな課題への対応に一步先んじ、関西圏の有利さを確固たるものにすると考えられることから、事業者等との一層の連携を図りつつ、低炭素社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

滋賀では現在開会中の議会において、低炭素社会の実現に向け、2030年における温室効果ガス排出量について、1990年比50%削減を盛り込んだ条例を提案をしております。併せて環境と経済の両立という観点から、製品やサービスの温室効果ガス削減効果を事業者自身の取組として評価する仕組みを、全国に先駆けて検討することとしております。こうした滋賀県での取組も、関西における温暖化対策の試みとして、今後、積極的に提案していくと考えております。

また、「生態系の保全」については、関西では琵琶湖・淀川の環境問題などに長い間取り組んできた実績がございます。これまでの経験や蓄積を最大限に生かしながら、鳥獣保護管理、生物多様性の問題について取組を進めてまいります。

このように、環境と経済の両立、人と生き物の共存を図りながら、持続可能な社会としての「環境先進地域“関西”」を目指していきたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 次に、副広域連合長、広域職員研修担当委員から提案説明を求めます。

仁坂副広域連合長。

○副広域連合長、広域職員研修担当委員（仁坂吉伸） 広域職員研修分野において平成23年度に実施する事業の概要について説明をさせていただきます。

広域職員研修分野では、高い業務遂行能力と府県境を越えた広い視野を持つ職員の養成に重点を置きまして、併せて職員間の相互理解を深めていきたいと考えております。毎年度策定いたします「広域職員研修計画」に基づきまして、合同研修を実施いたします。

平成23年度におきましては、将来、広域行政の推進の担い手となる各府県の若手職員を対象に、政策形成能力を向上させる研修を実施したいと考えております。具体的には、各県で合意いたしました「観光振興」を題材に、世界遺産登録の地であります本県の高野

山を開催地として、各府県から10名ずつ受講者をご推薦いただきまして、関西における共通課題の「観光振興」、これを合宿形式で実施したいと考えております。

研修に参加いただく各府県の皆様には、大いに議論し、研鑽を積んでいただくとともに、これを契機として、相互の交流を深め、人的なネットワークも形成していただきたいと考えております。

また、24年度以降につきましても、引き続き合意に達したものから、できるだけ充実して研修を行っていきたいと考えております。

○議長（吉田利幸） お諮りいたします。

只今、議題となっております議案2件に対する質疑については、一般質問と合わせて行い、討論及び採決は一般質問終結後に行うことご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう取り扱います。

日程第5

一般質問

○議長（吉田利幸） 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、土師幸平君に発言を許します。

土師幸平君。

○土師幸平議員 連合議会で初めて質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。この広域連合議会には、地方自治法に基づく広域計画の策定について提案がなされております。この内容を見ますと、その第4に、「関西が目指すべき将来像」という項目があります。様々な角度から、6つの将来像が記載されておりますが、その最初、1丁目1番地に位置付けられているのが、世界に開かれた経済拠点を有する関西であります。なぜ、経済分野を一番最初に持つてこられたのでしょうか。

私なりの解釈ですが、人口2,000万人に及ぶ関西住民、これらの暮らしを支え、地域の安心や安全の基盤となるのは、内外からの活力を呼び込み、財政を潤す活発な経済であり、元気な産業活動は極めて重要だという認識の表れではないかと推察いたします。

そこで、大阪府議会に籍を置く私としては、橋下知事が担当委員として推進される広域産業振興の分野に関して、お尋ねをいたします。

この広域計画並びに平成23年度予算案によりますと、産業振興の分野において、当面、取り組む事業として、関西産業ビジョンの策定、産業クラスターの連携、公設試験研究機関の連携、合同プロモーションビジネスマッチングの実施、新商品調達認定制度によるベンチャー支援、この5つが掲げられており、これらに必要な平成23年度の予算として、約2,200万円が計上しております。人口2,000万、関西広域連合という日本最大の地方公共団体の割には、非常に小さな規模の予算であります。

また、産業分野の事務局職員は15名全員が大阪府との兼務で、広域連合の業務が片手間にならないかと危惧されるなど、体制面からもいささか心もとない印象を受けております。

今後は、小さく産んで大きく育てるという方針のもとで、着実に実績を積み上げながら、将来の国出先機関の移管も視野に入れて、徐々に取組を充実していかれるよう強く期待す

るものであります。

さて、このように当面は少ない予算、限られた取組からのスタートですが、重要なことは、将来への展望も含め、これから関西産業の進むべき道筋をしっかりと示すことであります。そして、産業活動の主役である中小企業などの事業者や経済界、大学などの関係機関に共有できる指針を打ち立てていくことではないかと思います。

そこで、今後、関西産業ビジョンを検討されるに当たって、橋下委員の基本的な考え方をお伺いいたします。

また、産業活動における国際的な地域間競争が激しくなる中、関西産業の中核をなす中小企業が、その技術力に磨きをかけることで、日本全国はもとより、アジア、世界に打って出られるようにすることが必要であります。

そのためには、公設試験研究機関の役割は欠かせないものであり、関西の各機関が結束して、中小企業を支援することは極めて有意義だと思いますが、その推進の方向性について、併せて橋下委員のお考えをお伺いいたしまして終わります。

○議長（吉田利幸） 橋下委員。

○広域産業振興担当委員（橋下　徹） まず、関西産業ビジョンについてでありますが、生産年齢人口が、この大阪が特に著しい減少という状態になっておりまして、関西で見ても、生産年齢人口が本当に急激に減少してきております。国内マーケットの収縮です。これはもう高度成長時代に、特に大阪に流れてきた、この働き盛りの方々が、生産年齢人口を超えて、また少子化と合わさって、本当にこの生産年齢人口の減少というものは、これは日本においての一番の大きなテーマになって、問題になってきております。

国内マーケットが収縮している以上、やはり外需を取り込んでいく、これが重要な目標になりますと、外需を取り込んでいく、アジアの新興国の外需を取り込んでいくということになりますと、関西の競争力を高めていかなければなりません。

ただ、輸出業のいわゆる域内総生産に占めるその依存度というものは、20%前後というところでありまして、残りは都市部の特徴でありますサービス業、これが関西の大きな産業の特徴であるんですが、関西広域連合では、このサービス産業を活性化させるということまではなかなか手が回りません。ですから、都道府県でできる範囲のこと、またすぐできることということで、この輸出業と言いますか、特に関西の強みのある輸出業に的を絞って、この競争力を高めていきたいという、その視点で関西産業ビジョンというもの策定に当たっていきます。

議員からご指摘のとおり、当初予算、少ないところであるのですが、そういう形で本当は全体のもっと大きな関西の経済活性化に資するような産業ビジョンというものをつけていかなければいけないのですが、まずは都道府県というものが前提となっている以上、都道府県が連携してできることに絞って、まず、バイオや新エネなど、関西の強みを一層引き立てるような、そういう競争力を強化するような産業ビジョンというものを作っていくふうに思っております。

次に、公設試験研究機関の連携についてでありますが、これもまず、都道府県単位での機関を運営しているというところもありますので、最初の連携というところは限界があるかもわかりませんが、これから、この事務局でしっかりとこの連携の中身というものを詰めていってもらいたいのですが、まずできる方向性としましては、その人材の交流、ま

た情報の共有、機器の共有、そういうところからスタートをしていきたいと思っています。今の研究機関は、都道府県単位の中小企業をお客さんと言いますか、顧客としていますけれども、これを関西ワイドでその中小企業の顧客というものを捉えていくような、そういう方向性で、最終的な方向性はそれぞれの府県が有する研究機関がそれぞれ強みを役割分担をして、その機器や人材や、その研究分野が重ならないような、関西全体で1つの公設研究機関となるような、そういう方向性に向けて、一歩ずつ着実に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田利幸） 次に、西村晴天君に発言を許します。

西村晴天君。

○西村晴天議員 西村晴天でございます。私の方は、国出先機関の移管に関し、何点かお伺いいたします。

関西広域連合は、関西の2府5県でスタートをいたしました。人口で約2,000万人を超える全国でも最大規模の地方公共団体となったわけでございます。ただし、発足当初の事務は7つの分野にとどまり、予算規模もまだ5億円弱にすぎません。広域計画案にもあるように、関西自らが政策の優先順位を決定、実行していく、そのような関西全体の責任主体に広域連合が名実ともに成長していくためには、早急な事務の拡充が求められています。

そのためには、国出先機関の事務・権限の移譲が求められますが、このことについて、連合の執行部、関係府県知事からは、国出先機関の「丸ごと」移管を目指すとの主張がなされています。

一方、政府が昨年末に策定した「アクション・プラン」では、出先機関の原則廃止に向けて、出先機関単位で、そのすべての事務・権限を移譲することを基本とするとされています。私もこれまで遅々として進まなかった出先機関改革を進めるためには、「丸ごと」移管のような思い切った手法を取るしかないと考えております。関西広域連合の言う「丸ごと」移管という考え方は、政府の考え方とも一致しているのでしょうか。出先機関対策委員会橋下委員長の見解をお伺いいたします。

仮に出先機関単位ですべての事務権限を移譲することを基本とした場合、例えば出先機関の一部は許認可や事業者の指導監督などにも携わっており、関西広域連合に移譲された後も、法定受託事務として全国一律の基準や手続に沿って執行を求められるなど、移譲された事務・権限の100%を関西広域連合の裁量で決定し、執行するというわけにはいかなくなります。

また、各出先機関は、霞ヶ関の政策立案のために、地方の実情を調査し、報告を上げるという組織の末端としての機能も有しております。内政に関する大幅な権限を地方に移譲する道州制が実現するなら別ですが、当面は関西広域連合が出先機関に替わって、このような機能を担うことも求められる可能性があります。こうした事務・権限も含めて、包括的な移譲を認めることが必要と考えますが、併せて橋下委員長の考えをお尋ねします。

一方、関西広域連合の意思で決定し、自らの裁量で実行できる事務・権限のみを事前に仕分けした上で、移譲を求めるという戦術もあったと考えられますが、そのような戦術を取らないのはなぜか、これについても見解をお伺いします。

ところで、報道によると、先日のアクション・プラン推進委員会では、「国の出先機関を地方に移すことの是非を論じる段階は過ぎた。これからはどうやって円滑に進めるかを

議論する段階。」と、総務大臣から明確な決意が示される、その一方、透明性や説明責任など、広域連合のガバナンスについて不安視されるような発言や財源措置の具体的な方法も今後、検討・協議していきたい旨の発言があったと聞いております。

関西広域連合の発足と同時に、国出先機関対策委員会を設け、また、スリムな体制で検討していくということは評価いたしますが、具体的な議論の進みつつあるこのタイミングを逃さず、国出先機関の移管を実現するためには、しっかりととした検討体制を連合本部に整え、関西から具体的な提案、提言をしていけるようにすべきと考えますが、広域連合長の見解をお伺いします。

さて、関西広域連合では国の出先機関の事務・権限の移譲を求めるだけでなく、それに関連する府県の事務をさらに広域連合に移管することやより本格的な事務に新たに取り組んでいくことが想定されております。

例えば、関西広域連合にこれまで国が管理してきた直轄国道に係る権限や財源を移譲したにもかかわらず、補助国道を初めとした地域の主要な道路の管理権限を府県に残したままで、現状と同じような二重行政となりかねません。また、発足当初の事務の中では、従前の府県の事務・権限を広域連合に集約したものは、准看護師を初めとした資格試験・免許などに限られますが、このほかにも広域連合に一元化することで、高い行政改革効果を期待できるものはまだまだあります。

広域計画案にも今後新たに取り組む事務の具体例として、港湾の一体的な運営管理、国道・河川の一体的な管理や行政委員会事務の共同化などが挙げられていますが、今後、これらの実現に向けどどのように進めていくのか、広域連合長のご見解をお伺いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田利幸）　　橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下　徹）　　まず、関西広域連合の求める「丸ごと」移管とは、政府の考え方と一致しているかというご質問なのですけれども、今月の去る17日、アクション・プラン推進委員会という、政府とそれから関西広域連合の代表である僕と、また山田副委員長と一緒に政府と協議をしてきたのですが、ここで意見交換をしてきて、「丸ごと」移管については、これはもう全く完全に一致しております。それは全くありません。ここはご心配いただかなくとも大丈夫です。

次に、出先機関を許認可や事業者の指導監督と、また省庁の組織の末端としての機能も担っているが、こうしたものも含めて移管を認める必要があると考えるかどうかという点についても、これも関西広域連合としては、そのように考えております。まず、全部包括的に移管を受けて、その後に国と関西広域連合の役割分担、詳細に詰めていく部分があるかもわかりませんが、まずは包括的に全部移管を受けると。

国の省庁は、その許認可等について、これは国がやる仕事で、そんなものを広域連合に任せて大丈夫なのかなっていうようなコメントが報道を通じて色々ちらちら出てきましたけれども、各都道府県はそれぞれ許認可の仕事をやっていて、業者に対する指導監督も普通にやっているわけですから、これは別に国の出先機関がやらなくても、その機関を包括的に仕事を受けて、関西広域連合でできることは、これはもう全くできるということは明らかですから、全く問題はありません。

また、先にその出先機関の事務・権限というものを事前に仕分けをするという戦術を取

らなかったのはなぜかということなのですが、この事務・権限を仕分けをする方法というのは、一度全国知事会でもやりましたけれども、これをやつてしまうと、省庁がもう全く動かなくなってしまいます。今の民主党政権の中で、片山総務大臣がかなり頑張って進めてはくれてるのですけれども、やはりこれは政治家が旗を振っても具体的な制度設計等は、これは省庁と言いますか、行政サイドがやることになりますが、この事務・権限という仕分けをやろうと思うと、省庁サイドが全く動かなくなってしまいますので、まずは包括的に一括的に広域連合が受けて、その後、国と広域連合の役割分担とか、さらには広域連合と都道府県の役割分担とか、そういうことは後に考えていくべきと。まずは、この出先機関の移譲をとにかく進めていくというようなことを大目標に、「丸ごと」移管という戦術を取りました。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 出先機関の移管を実現するためには、連合本部にしっかりとした体制を整えるべきではないかと、全くご指摘のとおりだと思っています。しかも、国の出先機関の「丸ごと」移管を実現するかどうかは、今年度がやはり非常に重要な正念場ではないかと、このように思っております。

関西広域連合として、具体的な提案・提言をしていかなければなりません。そのような意味で、広域連合に地方整備局や経済産業局などの出先機関別の課題や移管上の問題点を検討する移管検討部会を設置することにいたしております。それぞれ担当県も決めまして具体的な詰めを行ってまいります。

ただ、この場合も、担当県を決めましてと申しましたように、事務局の肥大化を防ぐために、各分担を決めさせていただいて、移管に向けた課題の洗い出しや移管後の執行体制、人員、財源のあり方などの検討を進めていくこととしております。議会におかれましても、よろしくご指導いただきたいと存じます。

それから、さらに、事務を拡大していくべきではないか、その検討をどのような形で進めていくのかというお尋ねがありました。2つの方向、1つは、関西全体としての広域的な取組の必要性があるかないかということでの拡大、もう1つは、先程触れました国の権限移譲への対応という2つの方向で拡張していかなくてはならない。これが成長する関西広域連合であろうかと考えております。

最初の広域的な取組という観点から言いますと、まずは7分野の事務を的確に処理していくぞということを見せつけて、府県民の信頼感を取りつけていくと、これがまず第1ではないか、このように思っておりますが、第2のステップとしてご指摘もありました交通だと物流基盤整備など、新たに処理する分野につきまして、その基本方向や可能性を探っていきたいと考えています。

国の権限移譲の対応といたしましては、まず、移管検討委員会を作ると申し上げましたけれども、さらに、移管を受けた後の連合と府県との役割の整理などの検討を進めてまいる必要があります。

また、県で受けた事務につきましても、共同処理した方がいいという可能性がありますので、それについても検討を進めていくことが必要になるとを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、まず広域連合という機能の府県民への期待にどのように応え

ていくか、誠心誠意臨んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田利幸） 次に、堀田文一君に発言を許します。

堀田文一君。

○堀田文一議員 日本共産党の堀田文一です。3点ほど「丸ごと」移管について質問します。

1点目は、国の事務・権限の移譲は、国の責任放棄を容認するものではないかという点についてであります。例えば、1級河川のうち、国直轄区間は全国で1万キロメートル、約7.3%の河川が国直轄区間であるにすぎませんが、流域面積で言えば国土の65%を占め、そこに人口も資産も集中しております。この最重要河川で災害が起こらないように努めるのは国の責任です。この責任を負ってきた国土交通省近畿地方整備局の「丸ごと」移管は、国の責任放棄につながるのではないかでしょうか。

第2点目は、国の事務・権限の移譲は、府県の財政を圧迫するものにならないかという点についてであります。今回の「丸ごと」移管における財政措置については、アクション・プランの中で移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保すると明記されていますが、2003年以来、小泉内閣が進めてきた三位一体改革では、事務・権限の移譲と税源の移譲が行われましたが、その代わりに行われた地方交付税の削減や補助金負担の廃止によって大阪府の場合、2003年度と2007年度を比較して、544億円の財源が減ったという苦い経験があります。同じ過ちを繰り返すのではないか質問します。

3つ目に、関西広域連合が扱う事務についてですが、私ども日本共産党は、「丸ごと」移管には反対であり、また今回予定されている関西広域連合の事務は広域連携でも十分できるものだと、そういう立場で立っておりますが、既に関西広域連合が発足しています。そこで、関西広域連合が扱う事務をどのように考えたらいいのか。私どもは府県の事務を共同して処理すれば、効率よく行え、また住民福祉の向上につながる、そういう事務に限定すべきではないかと思います。お答えをお願いします。

○議長（吉田利幸） 橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下 徹） 関西広域連合が国の出先機関から事務を譲り受けることが、国の責任放棄になるのではないかというご質問なのですが、その趣旨が全く理解できません。国の責任、地方の責任というふうに区別をしていますけれども、住民にとってはそんなことはどうでもいいことで、公の責任ということが住民にとって強化されるかどうかということです。国がやっているから、住民にとっていいというような、そういう考え方には、もう時代錯誤そのもので、時代錯誤と言いますか、もうそういう考え方には終了と言いますか、終わりを告げております。中央集権体制がいいという、そういう政治的価値観に基づく方は、国がやっていればすべていいというふうに考えるのでしょうが、そういう方はごくごく少数でありますて、今の日本の流れにあっては、地方がやれることはしっかり方が責任を持つ、国がやってるから何でもいいなんていうのは、今の政権の運営を見ていれば、そんなのは誰も国民は思ってはおりません。ですから、しっかり関西広域連合ができるることは関西広域連合が引き受ける、そのことが正に公の責任を強化することにつながりますので、国の責任の放棄どうのこうのということは、もう議論する余地も必要もないというふうに考えております。

次に、府県の財政を圧迫するものにならないかということですが、この点につきまして

も、国はもう膨大な借金を負っているわけでして、国のその財政、地方の財政、そんなことを分けて考えていても仕方ありません。限られた財源の中で、効率よく行政を運営していくということを考えましたら、国に全部仕事を負わせるよりも、そこは国と広域連合で役割分担をしっかりとやった上で、二重行政を省き、そして、その財政というものを効率的に運用できるような方策を考えていくことが、今一番必要な状況でありまして、今、国に全部やらせることの方が非効率です。

ですから、関西広域連合でしっかりとできる仕事は引き受けて、国との役割分担を明確化し、仮に広域連合が財政的に今までよりも譲り受けことによって多少その財政的に厳しいというような状況があったとしても、それは広域連合も覚悟を持って、その範囲でその事務を運営していくことが、トータルで国の財政に資することになるというふうに考えております。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合の扱う事務は、府県の事務の共同処理を原則とすべきではないかというお尋ねです。ご指摘のとおり、関西広域連合は3つの目的を持って発足しました。1つは、広域的な事務を処理する、つまり共同処理を原則にしたスタートを取ったということです。もう1つは、国の権限移譲の受け皿としての事務を処理しようということです。3番目は、これは地方分権を促進するための突破口を担おうと、しかもそれは我々が分権の主体を作っていくという主体性を發揮しようという、この3つの目的を関西広域連合は持っていると思っております。

そのような意味で、関西広域連合の事務処理の信頼を得る第1は広域事務、防災なら防災、産業振興なら産業振興ということにあるということは言うまでもない。しかし、だからといって、国の事務の移譲の受け皿としての機能を放棄するのではなくて、併せて強力にその移譲を求めていくということに努めさせていただこうとしているものであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（吉田利幸） 堀田文一君。

○堀田文一議員 先程の橋下委員の答弁は、国の責任を求めるという発想自体が、何と言いますか、ナンセンスというか時代錯誤だというご答弁だったように理解したんすけれども、でも私たちは日本国憲法の下に生きております。間違いなく日本国憲法は国の責任、また地方自治の仕事、きっちり定めております。その国の責任そのものが、もう問う必要がないかのような答弁は、日本国憲法を橋下委員はいつ変えてしまったのかということを改めて聞かざるを得ません。ご答弁をお願いします。

また、実際に、例えば、河川につきましても、近畿地方整備局がやっている河川管理、水害対策、莫大なものがあります。それが関西広域連合で果たして担えるのかと。例えば、行政には議会というのは常にパートナーとしてありますが、国には当然国会というものがあります。この関西広域連合には確かに議会があり、只今開かれておるわけでございます。しかし、関西広域連合の議員はわずか20人、私の質問時間は8分に制限されております。そのような下で関西広域連合がきちんと仕事ができるのか、議会がきちんとチェックできるのか、この点はきちんとお答えをいただかなければと思っております。

そして、財源の問題では、財源が足らないことがあっても、その範囲で覚悟を持って処理するんだというふうなご答弁ございましたけれども、財源がなかったら仕事ができない

のは当たり前でありまして、財源が移管によって窮屈になるということはあってはならないと、そのことははっきりさせないと、移管の受けようがないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田利幸）　　橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下　徹）　　憲法論ということなのですが、憲法を変えたつもりも何もなくて、国の責任と地方の責任ということで、それは国の中の出先機関については、議会もありませんし、その出先機関がやっている仕事が本当に住民に対して責任を果たしているのかと言えば、それは実態上違います。憲法の話じゃないと思うのですね。要は、今やってる出先機関の仕事というものを広域連合がやるべきなのか、住民に近い広域連合がやるべきなのか、いや、そうではなくて、それはもちろん国がやるべき仕事というものがありますので、国がやるべき仕事は国がやればいいということです。

議員の所属されている政党は、何でもかんでも中央だ、中央だというような考え方かもわかりませんので、もうその中央を絶対視しているようなところもあるかもわかりませんが、僕らの関西広域連合の考え方は、中央を絶対視しておりませんので、関西広域連合でできることはしっかりと責任を果たしてやっていくと。

憲法論になりますと、それこそ共産党さんの方が天皇制についてとか自衛隊について、どういう考え方があるのかさっぱり僕は分からぬところで、その辺りについても考え方については整理を先にしていただきたいなというふうに思っております。

それから、議員のご質問の時間が短いということですが、これはまた議員の皆さんの中で色々検討していただきたいと思うのですが、質問は長いか短いかということではなくて、質だと思いますので、要領のいい、的確な質問にしていただければ問題ないのかというふうに思っております。

それから、財源につきましても、これはしっかりと必要な財源は国に求めていきます。ただ、国全体の財政も考えて、関西だけがよければいいなんていう考えは、これは通りませんので、国全体の財政も考えながら、しかし、関西広域連合がしっかりと住民に対して責任を果たすために必要な財源措置は、これは国に対して強力に求めていきたいと思っています。

○議長（吉田利幸）　　堀田文一君。

○堀田文一議員　　意見を述べておきます。

先程、橋下委員は、日本共産党の天皇に対する考え方や自衛隊についての見解、さっぱり分からんとおっしゃいましたが、きちんとそれは文書で出してあります。きちんと勉強していただきたいと思っております。

そしてまた、私どもは何でもかんでも中央だ、中央だと言ってるわけではございません。国の役割、都道府県の役割、そして市町村の役割、これはきっちり決まっているわけです。川1つとっても1級河川の直轄区間、そして都道府県が管理する区間、その他の区間とか、いろいろ分担が決まっているわけですが、その分担に基づいてそれぞれがきちんと責任を持って仕事をするというのが、民主主義の国にとって当然のことではないかと思っております。

また、国の中には議会がないとおっしゃいましたが、国そのものに国会があります。国会が十分役割を果たしているとは思いませんが、しかし、議論すべきところで議論

すべきであって、議論できないところでやろうというのは間違っていると思います。

以上、意見を申し上げまして、発言を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 次に、武田丈蔵君に発言を許します。

武田丈蔵君。

○武田丈蔵議員 私は、2点につきまして質問をいたします。

まず第1点は、関西広域連合の設立に伴うメリットと府県民へのアピールについてでございます。

昨年12月1日に総務大臣の認可が下り、関西広域連合が設置されました。去る1月15日には初めての議会が開催され、名実ともにスタートをいたしました。地方分権改革に向けて、地方の主体的な取組として、マスコミ等から大きな関心と期待が寄せられております。

しかし、設立までの間、各府県の特別委員会等の場において、設立のメリットについて様々な議論がなされ、広域連合の設立は国と地方との組織の間で屋上屋を架するものではないか、新たな組織を創設し、事務局経費等の余計な負担を強いなくても、府県間の連携で同様の結果が得られるのではないかなどの指摘がなされたと聞いております。

また、広域連合に参加しない奈良県は、参加するメリットが明確でないと主張しております。

これまで設立に向けた各府県議会の審査等において、関西広域連合の設立の目的は、1つには、関西広域連合の広域事務を担う責任主体を明確にすること、2つには、国の移譲を受ける府県を越え、受け皿を整え、国との二重行政を解消すること、さらには広域連合がこうした役割を担うことにより、地方分権の突破口になるとの説明を受けました。さらに私は、せっかく関西全体で共同事務を実施する仕組みであることから、事務の集約化、効率化による経費節減についても一定の効果が出てくるものと期待をいたしております。

いよいよ来年度から本格的な取組が始まり、関西広域連合の真価が問われることになりますが、今、広域連合に寄せられている大きな期待に応えるためには、住民がメリットを感じることができる実績を積み重ねていくこと、そのメリットをアピールする努力も併せて行う必要があります。

そこで、来年の事業の本格的実施により、住民がどのようにメリットを実感できると考えているのか、またそれらのメリットを住民に実感していただくために、広域連合としてどのような方策でアピールしていくのか、井戸連合長に所見をお伺いいたします。

次に、事業執行力の確保についてお尋ねいたします。

関西広域連合において、構成団体の多様な意見を反映させるため、事実上の合議機関として広域連合委員会を設置し、広域連合長はその意見を尊重し、広域連合の運営に当たるとされております。したがって、広域連合の事業は広域連合委員会において決定された方針を、連合議会において審議、決定することを基本として実施されているものでございます。

しかしながら、本来、広域連合の構成府県には、それぞれの府県としての立場や考え方があり、方針決定において相当な調整を要することが想定されます。また、事業実施の場面において、各府県が果たすべき役割も多いため、立場や考え方の違いを乗り越えて、広域連合と各府県が協調、一致団結して効果的な事業を推進していくことについては、相当な困難が想定されます。広域連合委員会の運営においては、委員会で十分な議論・調整を

行いつつ、迅速かつ一体性を確保する必要があることに配慮して、一部委員の合意が得られない場合は、協議により当該事業に参加しないなどの取扱いが行われるようになるなど、運営上の工夫が申し合わせされております。

その一方で、具体的な事業を推進していく上では、各分野ごとに各府県に設置された参与の役割が大きいと考えますが、具体的にどのように府県と協力、一致団結していくのか課題が多いと思われます。

例えば、広域防災分野において、東南海・南海地震などの広域災害発生時には、広域応援手順に基づき広域連合自ら具体的な対応を図ることになるとされております。そして、その具体的な応援を行う際には、広域連合から要請を受けた各府県の協力が不可欠になることが想定されますが、例えば、災害に備えた備蓄状況については、各府県においてかなり差異があるため、活用の方法によって各府県に不平等が出るようであれば、効果的な応援実施に支障が出る可能性もあるのではないかと思います。

そこで、府県の規模や地理的条件など相違がある府県を構成団体とする広域連合において、どのように構成府県と協調して事業執行力を確保していくのか。府県ごとに置かれた参与の役割も含めて、仁坂副連合長にご所見をお伺いいたします。

以上で、質疑を終わります。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） まず、私から設立のメリットと府県民へのアピールについてお答えをさせていただきます。

広域連合は、関西全体の広域行政を担う責任主体となるということと、国の出先機関の受け皿となって分権改革の突破口を開くことを目的に設立されたものであります。今後、この2つの目的に向けて、着実に目に見える成果を示していくことが設立のメリットであり、府県民へのアピールにつながると考えています。

私は、府県民にとって直ちに理解できるメリットは、防災ですとか、観光ですとか、産業ですとか、環境ですとか、医療など、広域事務への関西全体としての取組ではないかと思います。もともと関西全体の広域行政主体がなかったからこそ、これら広域事務について関西全体の広域計画を策定しようとするものであります。ようやく広域連合の発足により、広域行政の主体として広域計画づくりが行われようとしております。まずはこれからスタートすることになります。

防災で言いますと、東南海・南海地震に対応する計画を策定するとともに、図上や実地訓練を行ってまいります。また、防災人材の育成にも意を用います。このように、まずは広域事務への取組、広域計画の策定などが行われることにより、府県民の皆様に実感してもらえるということになるのではないか、このように考えます。

出先機関の問題につきましても、もし関西広域連合が引き受けるということになりますれば、例えば、直轄河川では、総合行政主体としての府県と連携して、単に河川管理のみならず、環境とか防災とかまちづくりなど、河川空間を多面的に捉えて利用を図っていく、そのような検討も十分行えることになるのではないか。これなどは正しく府県民に理解しやすい取組成果になるのではないかと期待をいたしております。

なお、経費節減効果につきましては、各種資格試験・免許等を一元的に実施・管理することによりまして、少なくとも年間3,000万円の事業費が縮減されるのではないかと考え

ておりますが、さらに、共同処理をすることによって、事務の効率化も目指してまいりたいと考えますので、よろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（吉田利幸） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 関西広域連合は、人口規模や自然環境、産業構造も様々な府県で構成されておりますので、各団体の多様な意見をその事業執行に反映させるために、独自の組織として広域連合委員会を設置し、合議による運営を行うこととしております。

委員会の運営としては、原則として全会一致ということで、すべてを全会一致とすると広域連合の運営が膠着して動かなくなるということもありますので、例えば、ある事業に反対の団体があるとすると、その事業自体は広域連合として実施するけれども、反対する団体は、その事業に参加しなくてもよろしいと、負担金も請求されないというような道を作っております。

私が原案を皆で議論する初期の段階で、初めの時代のＥＵ、当時ＥＣと言っておりましたが、これを参考にして提案したものでございますけれども、兵庫県はじめ各団体の意見が広域連合の運営に十分反映される仕組みとなっていると考えております。

一方、こうした大筋が決まりますと、事業執行は効率的にコンパクトにしていかないといけないと思います。そこで、各府県知事が事務分野ごとの執行責任を担う担当委員制度を採用いたしまして、担当委員の府県は、事業の立案から実施までを行う。また、担当委員の府県以外のところには参与を設置しまして、日常的に十分連絡を取り合って、事業を進めていくということにしております。

この参与は、それぞれの各府県で当該担当の仕事をやる幹部が任命されておりまして、事業の立案段階における各府県の意見の反映とか、あるいは広域連合の事業と府県事業のマッチングの実施など、十分な府県間調整が可能になると考えております。

23年度からいよいよ事業も本格実施するということでございますので、これらの仕組みを十分活用いたしまして、各分野の広域的な諸課題の解決に向けて積極的に事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 次に、宮本博美君に発言を許します。

宮本博美君。

○宮本博美議員 私の方からは、広域防災について2点と、国の出先のことについて、合わせて3点、質問をさせていただきます。

まず、広域防災についてでございます。今世紀前半にも発生すると言われております東南海・南海地震では、関西に広域かつ甚大な被害が想定されており、これに対して関西の府県が一体となった迅速・的確な対応が求められております。

また、阪神・淡路大震災以降、西日本は地震の活動期に入ったと専門家も言われております。私の住んでおります加古川市にも大きな影響を与えると想定されます山崎断層など、関西には内陸の活断層も多く、これらによる地震を迎撃つ万全の備えと対策が喫緊の課題となっております。

そして、地震だけでなく、近年では、今までなら考えられなかった集中豪雨や局地的なゲリラ豪雨が全国各地で多発しており、台風も大型化することが予想されております。

このような地震や風水害などの災害に対して、我が国の災害対策の基本を定める災害対策基本法では、住民に最も身近な市町村が1次的な災害対応に当たるとされており、当該市町村だけでは十分な対応ができないときに、被災市町村の属する府県がその応援を行うことになっております。しかし、災害の規模によって、単独の府県では十分な対応ができない場合があり、この度設立されました関西広域連合の活動、とりわけ広域防災を担う広域防災局の役割に私は大いに期待をしているところでございます。

そこで、関西広域連合では、どのような規模、種類の災害を対象とするのか、そして、具体的にどのように対応をしようとしているのかお伺いをいたします。

また、この度の関西広域連合の防災部門が創立されましたが、その一方では、関西府県において災害発生時に被災府県を相互に応援する広域連携の取組により、大きな災害に対して関西全体で備えられています。

また、今回、関西広域連合の設置により、これまで実施してきた広域連携の取組とどのような点で違いがあり、これまでの取組では実施できなかつたどのようなことができるようになるのか、防災担当委員である井戸広域連合長に所見をお伺いをいたします。

次に、ハローワーク及びポリテクセンターの地方移管についてであります。

先月公表されました労働力調査によると、平成22年10月から12月にかけての近畿の完全失業率は5.8%と、全国で最も厳しい状態であります。このような中、現在国で行っている労働行政は、都道府県ごとの労働局において実施されていることから、地域の実情やニーズに応じて施策を展開し、きめ細かなサービスを提供するため、地域の総合行政主体である都道府県において、福祉行政や経済、産業政策と合わせて一体的に都道府県で実施すべきと考えております。

ところで、国の出先機関改革のアクションプランでは、ハローワークにおける職業紹介事業については、ILO88号条約まで持ち出して、職業紹介事業は国が責任を持って行うべくとするなど、ハローワークを地方に移管することは、根本的に不適切とでもいうような内容でございます。さらに、地方から強い移管要請と妥協案として、国と地方による運営協議会などによる一体的実施を3年程度行い、その結果と課題を十分検証した後で、権限移譲についてさらに検討するとされており、地方移管が本当に進むのかなというようにも感じるところでございます。

また、能力開発事業についても同様に、本来府県が担うべきと考えますが、ポリテクセンターの府県への移管を推進しようとする独立行政法人雇用能力開発機構を廃止する法案が先の通常国会に提出され、現在継続審議とされております。しかし、その内容には、都道府県への移管後の事務執行に見合う恒久的な財源措置が示されていないことに加え、府県が引き継いだ場合の職業訓練の内容についても、国が事前に関与するような規定が法案に盛り込まれており、国は本気でポリテクセンターを府県に移管しようとしておられるのか、疑わざるを得ません。

橋下委員は大丈夫だという先程の答弁でございましたけれども、これらのこととは労働保険特別会計を主な財源としている職業紹介や職業訓練事業を財源も合わせて国が持ち続けたいというような思いが如実に表れているのではないでしょうか。このため、こうした国の特別会計のあり方を含めた改革となるハローワークやポリテクセンターの地方移管について、各府県がそれぞれの考え方で国と協議しても、協議が前進するとは思えません。

そこで、ハローワークやポリテクセンターの移管についても、関西広域連合を構成する関西2府5県が一体となってあり方を検討し、国と協議すべきと考えますが、関西広域連合において、こうした労働関係の国出先機関への府県への移管に向けて、どのように対応していくのか、国出先機関対策委員会委員長に所見をお伺いをいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長、広域防災担当委員（井戸敏三） 広域防災担当委員の井戸としてお答え申し上げさせていただきます。

まず、広域連合が対応する災害の種類とか規模についてお尋ねがありました。広域連合の対象とする災害は、府県を跨ぐ災害と一言で言えば定義付けられるのではないかと思いますが、東南海・南海地震や近畿直下型地震など、複数府県にまたがる災害が基本になると思いますが、被災府県単独では対応できないような大規模広域災害も含まれる、このように理解しております。地震のみならず、津波、台風被害のような規模の大きい風水害も対象となると考えます。

このような大規模な広域災害発生時に、被災府県の要請に基づき、救援物資の融通、職員の派遣などの広域応援調整を行うのが主任務になると考えます。これらが迅速かつ的確に実施できるよう、対応方針等を定める「関西広域防災計画」や具体的な手順などを定める「関西広域応援実施要綱」の早期制定に取り組んでまいります。

また、自然災害への対応とともに、近年、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザなどの蔓延事象が生じております。これらは府県域を越えて蔓延する可能性が高く、広域での対応が不可欠です。

広域連合では、感染防止や感染拡大防止のための広域的な取組として、近畿ブロックを中心に2府8県で構成する高病原性鳥インフルエンザ対策協議会の事務局を広域防災局が担っておりまして、情報共有や資材の応援準備を行うなど、構成府県間の連携や構成府県が実施する対応の調整を行うこととしております。また、口蹄疫につきましても、同様の取扱いを行うことにしているところでございます。

これまでの府県連携による対応との違いについてのお尋ねがございました。既に関西では大規模な広域災害発生時の応援を実施するために、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」が締結されております。しかしながら、具体的な応援の手順や支援内容などの細部が決められていなかったことから、必ずしも適用実績が高いものではありませんし、災害対応のノウハウが十分に蓄積されてきたとは言えない、このような実情でございます。

これに対しまして、広域連合では、関西全体の広域防災計画を策定し、その具体化を図ることになります。災害発生時の広域応援調整の細部について定めた関西広域応援実施要綱を策定いたします。

また、広域応援調整を行う常設の広域防災局の設置によりまして、災害対応のノウハウが蓄積され、迅速かつ的確な広域応援調整が実施できることになると考えております。

また、正に関西全体の防災の責任主体が関西広域連合であります。したがって、平時においては関西全体としての広域応援訓練、救援物資の備蓄、防災人材の育成、広域防災課題解決の調査研究などを行うことにもなります。既に阪神・淡路大震災など構成府県で蓄

積されている防災に関する知見や教訓を踏まえながら、緊密な連携の下、広域的な視点から取り組みますことにより、構成府県、さらには関西全体の防災・減災力の向上を図つてまいりますので、今後ともよろしくご指導いただきたいと存じます。

○議長（吉田利幸）　　橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下　徹）　　ハローワーク及びポリテクセンターなんですが、とにかくハローワークは難しいです。非常に難しいです。ただ、この権限移譲と言いますか、出先機関の廃止に基づく権限移譲というのも、前政権に比べれば、やっぱり今の政権の方が動いていることも間違いないですね。前政権の時には、もう本当に1ミリたりとも動かなかったですが、今の政権になってからは、具体的に一歩一歩進んでいることは間違いないんですが、このハローワークについては、これは民主党さんの支持母体が影響しているんじゃないかということを、地域主権戦略会議の中で片山総務大臣にぶつけたのですけれども、片山総務大臣は違うと、支持母体は関係ないと、労働保険を地方が責任を負えるのですかということを言われてしまいました。これ労働保険とハローワークの関係等については、もう専門の歴々たる知事が皆いますので、そういうところは理屈は整理してもらいたいなというふうな、理屈も整理していかないといけないと思うのですが、今もうそういう議論とは別に、何とか土俵際で残った特区を基に、国に移譲というものを迫っていこうという方針で、今、大体各府県の間では、そういう意識になっております。

それから、ポリテクセンターについても、これも本当に国が酷くて、もう譲り受け、こっちが欲しくないというような条件を一杯付けてくるのですね。特にこの施設系に関しては、買い取れということを言って、別にこんな資産は要らないわけで、行政事務をやりたいということで、資産を金出して買うなんていうことを言われると、要りませんということになってしまいます。URの住宅なんかでも同じようなそういう照会が国から来たのですが、これは大阪府の例としては、資産は要らないけれども、行政事務だけ、運営権だけこっちへよこせというような話で、今、国に迫っているところもあります。またこの辺りも広域連合内でどういう攻め方をするかは考えていきたいと思いますが、ただ、ハローワークやポリテクセンターについては、基本的には個別府県がまず受けるということが前提になっております。ですから、広域連合が受けるというような今話になっていないのですが、ただ、政治的に運動として広域連合がもう一致団結して、議会の皆さんとも一致団結して国に迫っていくということでは、これはもう議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。

なお、ハローワークについては、先程ご説明しましたアクション・プラン推進委員会の下に、さらに個別のチームがありまして、ハローワークの推進については、山田委員が今度は政府側の方に入っていますから、この辺りは利益相反というか双方代理と言いますか、うまいこと地方の意見を政府の方に入れ込んで、ハローワークのこの特区については強力に進めていけるものだというふうに思っております。

○議長（吉田利幸）　　次に、中小路健吾君に発言を許します。

　　中小路健吾君。

○中小路健吾議員　　この度、関西広域連合議会議員に京都府議会から選出をいただきました中小路健吾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、先に通告しております数点につきまして、広域連合長並びに関係各位に質問させていただきたいと思います。

地方分権、地域主権時代の新たな挑戦としまして、関西広域連合が新たにスタートをいたしました。大変期待が大きいということの裏を返せば、また、その責任が大変重大になってくる、重いものがあるということでもあります。そのことを皆さんとともに共有をしながら、質問に入らせていただきたいと思います。

今回、関西広域連合の設立に当たりましては、1つに広域連携事務の推進と、2つに国の権限移譲の受け皿になっていくという2つの大きな目的が掲げられております。これら2つは、それぞれ大きな目的ではありますが、それぞれの目的は決して独立事象ではないというふうに思っております。広域連携事務の推進を着実に進めていくこと、そのことが国の権限移譲を求めていく主張に対して説得力を持たせる、そういうことにつながっていくと思います。その意味で、未来への夢や期待を語るだけではなくて、着実に連携事務を推進し、成果を出していくこと、ビジョンを示すだけではなくて、より具体的な取組を実行していくことが必要であり、2,000万人を超える府民、県民の皆様に、その成果を実感していただくことが何よりも重要になってくるのではないかと、こうした観点から、以下、数点につきまして質問させていただきたいと思います。

まず1つ目に、関西広域連合のガバナンスのあり方についてであります。京都府議会では、関西広域連合に参加するに当たり、今回の初めての試みをいかに成功に導いていくのかという観点から、多くの議論をしてまいりました。その議論の焦点の1つは、関西広域連合という新しい自治体を創設するに当たり、この新しい自治体をいかに統治をしていくのか、すなわち関西広域連合のガバナンスのあり方をいかに構築していくのかという点であります。

関西広域連合の設立は、言うまでもなく地方分権、地域主権改革の流れの中にあります。地方分権、地域主権改革が目指す1つの価値観は、住民による行政や政策のコントロールをいかに強化をしていくのか、すなわち住民自治の強化という点にあるのではないかと考えます。だとすれば、関西広域連合という新しい地方公共団体と住民が直接的にどう関わっていくのか、あるいは間接的な意味で議会と行政がどのような関係を作っていくのかということが問われてまいります。

そこで、まず、初めに、関西広域連合において住民自治を推進・強化していくことに対する基本的な考え方、また、それを実現するための具体的な方法論についてご所見をお伺いをしたいと思います。

2,000万人を超える住民に対して、広報や情報共有をどのように進めていかれるのでしょうか、お答えをください。

さらには、これからそれぞれの連携事務の分野で広域計画が策定をされてまいります。こうしたプロセスの中で、住民参加をどのように実現していくかとされておられるのか、お聞かせをください。

もちろん関西広域連合のガバナンスのあり方を考える場合に、こうした直接的に住民と関わることと同時に、議会との関係も重要になってまいります。そこで、今後、広域計画の策定や、あるいは先程から論議があります事務の拡大、権限移譲の推進を行っていく上で、議会との関係についてどのように考えておられるのか、まずは基本的な考え方をお聞

かせをいただきたいと思います。

また、設立案では、広域連合がその運営に当たり、住民等から幅広く意見を聴取するために、広域連合協議会を設置するとされております。また、先般、附属機関の設置条例も制定をされたところでもございます。

そこで、まず、広域連合協議会の役割をどのように考えておられるのでしょうか。また、広域連合協議会の設置に対する考え方やスケジュールにつきまして、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、2点目の質問でございます。広域連携事務の推進体制という観点でお伺いをしたいと思います。

2つ目の京都府議会で論議をしてまいりました焦点というのは、関西広域連合が行っていく事務と構成府県がそれぞれ行う事務との整合性をいかに取っておくのかということです。先程も少し論議がございましたけれども、とりわけ懸念されたのが、関西広域連合の設置が屋上屋になるのではないかと。国・都道府県・市町村という三重行政が四重行政になるのではないかという懸念でございました。こうした懸念を解消するためには、関西広域連合と構成府県の役割分担を明確にしておく必要があります。そのためにも、関西広域連合で具体的にどのような事業が実施をされており、あるいは今後、どのような事業を実施しようとしているのかという点を明確にしておく必要があると考えます。

そこで、重要になるのがそれぞれのこれから策定をされます分野ごとの広域連携事務で策定をされます広域計画です。そこで、それぞれの分野での広域計画の策定の進め方、スケジュールについて、現時点でどのようにお考えかお聞かせをください。

次に、既存の広域連携事務及び組織の今後のあり方についてお伺いをします。

これまでから関西ではそれぞれの府県間で連携組織を作り、様々な事務を取り扱ってまいりましたし、施策の推進も行ってまいりました。少し古い数字で恐縮ではありますが、平成18年8月の時点で、関西分権改革協議会が調べた数字によると、この関西で約200を超える連携推進組織があるということでございました。今回、そのうちで、今回広域連携事務を進めていきます7分野に関係があるものだけを拾い上げても、50を超える組織があるということあります。今後、関西広域連合での事務が、取組が進むにつれて、こうした連携組織の存在が、ある意味、重複感、二重感があるようを感じてくることは否めないのではないかと思います。

そこで、こうした組織について、整理・統廃合していく必要があるのではないかと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

また、こうした組織の中には、もちろん関西広域機構、いわゆるKUも含まれてまいります。KUの役割を含め、今後のあり方についてお聞かせをください。

以上は、関西広域連合と構成府県の間で極力重複を避けていこうという論議でした。

しかし、一方で、府県の事務と、今度は広域連合の事務の間で漏れが生じてもいけないということだと思います。特に今後、構成府県からは様々な要請が関西広域連合に寄せられることが想定をされます。

例えば、既に始まっています京都府議会2月定例会の本会議でも、京都府の山田知事の答弁の中では、例えば鳥インフルエンザ対策や野生の猿による鳥獣被害対策、こうしたもの

のも今後、関西広域連合で協議をしていくというような答弁がなされております。それぞれの対策が正に広域的に対策を打ついかなければならない分野だとは思いますが、こうしたものが関西広域連合側でどのように取り扱われているのか、そういうことがやっぱりはっきりしていないと、そうした漏れが生じてくる懸念が生じてくるということだと思います。

そういう意味では、新たにこうした事務についても、迅速かつ柔軟に対応していくことが重要になりますが、今後、新たにこういう連携事務の拡大をするに当たっては、どのような決定過程を想定しておられるのか、明確なルールづくりが必要ではないかと存じますが、ご所見をお伺いをさせていただきたいと思います。

以上、ここまでお聞かせをください。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） まず、住民自治との観点からのお尋ねがございました。住民自治の推進の強化という観点で言いますと、広域連合は2つの仕組みを取っています。1つは、組織機構として、運営は構成団体の知事からなる広域連合委員会を中心といたしております。自治法の予定している広域連合では、広域連合長の独任とされているわけでありますけれども、実質上、合議制をとることにいたしました。また、議会は住民の代表である構成府県議会の議員で構成されております。したがいまして、連合議会の20人の議員の皆さんの中には構成議会の議員の総意があるということではないかと存じております。

このように、知事で組織する連合委員会、構成団体の住民から選ばれた議会から選挙された議員で構成する議会が、それぞれ住民と結びついていることが、この連合の特色ではないか、基本ではないかと考えます。

加えまして、地域団体や経済団体の代表や市町村の関係者等からなります広域連合の事業や将来像などについて意見をお聞きする関西広域連合協議会を設置することといたしておりますので、これらの直接チャンネルを通じても、住民の声が反映されるものと期待いたします。

一方、国の事務や権限の受け皿としての国の出先機関の廃止に伴いまして、国の事務を関西広域連合が処理することとなりますれば、今まで全く住民との制度的な連携がない国の出先機関とは異なり、関西広域連合が役割を担うこととなりますので、構成団体との調整や関係住民の意見の反映など、制度的にも住民意見の反映が担保されることになると、これが国の事務を広域連合に移譲する1つの目的である、このように考えております。

広報・情報共有をどのように進めるのか。ご指摘のように、2,000万人を超える非常に大きな日本最大の地方公共団体であります。住民周知や情報共有を図るために非常に困難を伴いますが、ホームページやパンフレットの作成、シンポジウムの開催や各種交流会を通じて情報提供を行ってまいりますだけではなく、構成各府県と連携して、構成府県のPR手段、啓発手段も活用させていただき、住民への情報提供に努めてまいります。

私は特にホームページの活用が大切なのではないかと、このように考えております。広域防災、広域観光・文化、広域環境保全、広域産業振興など、各分野別の広域事務の進捗や検討状況についても、ホームページを通じて公表をしていくという基本姿勢でいきたい、

このように考えます。

また、国の出先機関の廃止をめぐる国との折衝状況などにつきましても、委員会としての検討状況を含めまして掲載をしていくこと、これも大切なのではないかと、このように考えているところでございます。

それから、今後、広域計画が策定されることになりますが、その中で住民参加をどのように実現していくのかというお尋ねがございました。分野ごとの計画につきましては、できれば23年度中に策定したいと考えているわけでありますけれども、専門性や各地域との連携が強い計画、例えば広域防災計画などは、専門家や関係者や住民代表からなる検討委員会を設置して、検討を進めていきたいと考えます。また、節目ごとに関西広域連合議会や今後、設置を予定している協議会にご報告をさせていただくことにしたい。また、ホームページ等によりまして、住民の意見もお聞きする機会を作りまして、計画に反映させていく予定でございます。

続いて、権限移譲ですが、事務の拡大、広域計画の策定などに関連して、連合議会との関係をどうしていくのか、これは非常に大切な課題だと考えております。広域計画の策定や事務の拡大、あるいは事務権限の国からの受入れなどの重要事項につきましては、当然のことながら広域連合議会とも協議を進めてまいりますが、協議の仕方というのは、このような議会を開催することだけではない。色んなチャンネルをどのような形で作って相談をさせていただくか、これは議会の皆様とも相談をさせていただきながら進めていきたいと考えているところでございます。いずれにしても事実上、20名の議員ということではなくて、その背後には構成団体の議会を代表されておられる方々でいらっしゃる、このことを十分認識しながら、協議を進めたいと考えております。

それから、今後、広域連合協議会の設置に対する考え方とかスケジュールでございます。地域団体や経済団体の代表、市町村の関係者や学識経験者、関係住民の代表などを構成員とする方向で検討を進めております。少なくとも23年度前半には設置し、幅広くご意見をお聞きしたいと考えており、早急にその具体的な内容を検討します。

協議会では、広域連合の事業や将来像についてだけでなく、各分野の広域計画についても概案が取りまとまった段階でご意見をお聞きすることもある、このように考えます。

それから、広域連携事務の推進体制について、まずは広域計画の策定スケジュールについてのお話がありました。只今お答えしたように、23年度中には是非策定をしていきたいと考えているわけでありますが、防災等の7分野につきましては、関西全体の広域事務として、未だ十分に対応されてこなかった事務ですので、二重行政などの問題は逆に生じないと、このように認識しております。

各分野におきましても、学識経験者などをメンバーとした検討委員会を必要ならば設けまして、事業実施の指針となる分野別計画も定めてまいります。早ければ、本年の中頃には中間的な取りまとめを行ってまいります。

先にも触れましたが、議会に対しましても、定例会において検討状況をご報告するほか、各議員の皆様からのご意見を伺う機会を設けさせていただきたいと考えております。また、協議会も活用を図ってまいります。

それから、既存の広域連携組織の整理・統合についてのお尋ねがありました。200程度の広域連携組織があるという調査結果もございます。ただ、200の中には天王山森林整備

推進協議会など範囲が狭いもの、あるいは4県7市結核感染症関係行政機関連絡協議会などほとんどが他県域というようなもの、あるいは22都道府県中国帰国者対策協議会など全国レベルといった方がいいもの、あるいは担当課長会議、あるいは近畿情報ネット推進協議会など広域連合の現在のところ事務のされていないようなものもございますので、これらにつきまして、二重組織にならないような整理・統合を行っていく必要がございます。したがいまして、今後、早急に調整してまいります。

しかし、広域連合ができましたからといって、官と民との協力システムが必要性がなくなるということではないと考えております。関西広域機構は、関西の官民連携の長い経験と蓄積の基に、他の圏域にはない強い協力をやってきましたものであります。

防災だとか環境対策など、広域連合が自ずと担うこととなる事務が含まれておりましたので、これらは当然、広域連合が担いますが、それ以外の官民協力事務につきましては、広域連合と関西広域機構が協同して行うということを前提に、調整を進めてまいりたいと考えております。特に国際観光ですとか、文化振興などの分野は、そのような分野に当たるのではないかと考えます。

今後とも広域連合と民間との間で協同して推進する必要がある事務が残りますので、現在、新たな仕組みを検討しているところでございます。

今後の連携事務の拡大についてのお尋ねがございました。関西広域連合は設立当初の事務の確立を踏まえながら、成長する広域連合として、当初から処理する事務の順次拡大ですか、新たな分野への事務処理を進めていくこうという基本姿勢であります。

第2段階としては、交通・物流基盤整備に関する事務などを検討すべき広域事務と考えて、目論見書に掲載させていただいたところでございます。

また、国からの事務・権限の移譲を受けるべく、既に国の出先機関対策委員会を中心に積極的に国と折衝をしているところでございます。

新たな事務につきましては、構成団体であります府県議会や各知事の発案はもとよりであります、関係者の提案につきましても、実施の可能性について検討を真摯に行ってまいります。

この新たに取り上げる事務のうち、規約の改正の必要がない場合には、広域連合議会の理解も得まして、関係府県と協議を進めながら、広域連合委員会で検討を進めてまいります。

また、規約の改正が必要である場合には、当然のことながら、関係府県と協議を進め、構成各府県議会の議決を経て規約を改正して、広域連合の事務として位置付けることになります。

今後とも成長する広域連合として、積極的に事務の拡大、ただし二重行政等にならないことに留意しながら、また事務機構の肥大化につながらないことに留意しながら検討を進めてまいる所存でございます。どうぞよろしく今後ともご指導お願ひいたします。

○議長（吉田利幸） 中小路健吾君。

○中小路健吾議員 それぞれご答弁ありがとうございました。1つ1つのコメントは避けますが、幾つかについて再度、確認だけさせていただきたいというふうに思っております。

1つが、今おっしゃっていただいたように、これから様々な事務での拡充等々が始まっ

てまいると思います。そうした時に、やはり考えておかなければならぬのは、きっちりとしたルールづくりも必要ですし、一方でやはり柔軟にそうしたものに対応していく仕組みも作っていかなければならないということだと思います。そういう意味では、これから各分野ごとで広域計画が作っておられますけれども、作っていって、これからの方針というものが大枠で決定をされていくわけですが、例えば今、それぞれの府県でもそうですけれども、ある意味こうした長期的な目線に立った計画に合わせて、様々な実施計画、京都府の場合はそれをアクション・プランという形で呼んでいるわけですが、そういうようなものがやっぱりはっきり示してこられないことには、関西広域連合で具体的にどういう取組がどの程度まで進んでいるのかというのがやっぱり見えにくくなってくるのではないかというふうに考えております。そういう意味では、こうした広域計画がこれから23年度、作っていかれて、さらにはこうしたものに対して、より具体的な事務を進めていく上でのこういうアクション・プラン等のようなものについても考えていくべきではないかと思いますが、少しご所見をお伺いをしたいと思います。

もう1点は、今回おっしゃっていただいたように、住民自治とか、いわゆる民主的なコントロールという意味で、関西広域連合委員会という仕組みも入れられました。幾つかそうしたこれまで経過があつて、今の仕組みになっていると思うのですけれども、そういう中で若干、やはり今、関西広域連合のある意味弱点というと、その合議制として広域連合委員会でやっぱり一定のコンセンサスを得なければ、中々前にものが進んでいかないという点は、1つの見方をすれば弱点と言えるのではないかと思います。

もう1点は、やはり効率的な組織を目指したとはいえ、やはりそれぞれの執行組織が各府県に分散をしていることによって、情報共有のあり方というのが非常に難しくなっているのではないのかなということも、1つの弱点と言えば弱点というふうに思っております。そういうものをいかにカバーをしていくかということが問われてまいると思うのですが、その上でもう一度、先程おっしゃったように、これから各府県からこういうものも関西広域連合でやっていったらどうだというような提案なり、色んなものが出できます。そういうものを今のお話ですと、例えば、広域連合委員会の中できっちりとコンセンサスを得ていくということだと思いますが、例えば、広域連合委員会というのはどのぐらいの頻度で開催をされて、そこで決まったものはどのように、例えば、我々議会に対して提示をしてこられるのかと、その辺の少し具体的なイメージを含めて、是非お示しをいただきたいと、以上のこと再度、再質問とさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、ルールを定めるということと、しかし運用に当たっては柔軟に対応する必要があるのではないかというご指摘は、正しくそのとおりだらうと存じます。まだ発足したばかりでありますので、事務の拡充を検討するよりは、今担っております広域事務をいかに的確に、早く広域計画にまとめ上げて、府県民に問うということが第一義ではないかと存じておりますが、それに並行してご指摘のような点につきましても、留意をしてまいりたいと存じております。

併せまして、先程も防災の例でご説明申し上げましたように、広域計画を作りました後、

具体的の実施を行いますための実施要綱を作らせていただくということを申し上げました。意味内容としては、中小路議員がおっしゃったアクション・プランと同様の具体の方針を定めていくことになろうかと思います。それぞれの計画の内容の精査にもよるとは思いますが、少なくとも実施計画レベルの自主方針が必要になるということは共通しているのではないかと考えますので、そのような方向で検討を進めてまいります。

続きまして、連合委員会が合議制になっていることは弱点の1つになるのではないか、あるいは組織をそれぞれ効率化、あるいは簡素化という観点で、担当委員を決めて、分散をしていることも情報の共有に支障を生ずるおそれがあるのではないかということをご指摘いただきました。

ただ、私は、これは広域連合でございますので、広域連合として1つの地方自治体をみんなが作り上げた連合体でございますから、ある程度、誰かが決めて、それに一気呵成に組織的に動くというよりは、ある程度、全会一致の共通意見を取りまとめていくというシステムが必要になるのではないか、このように存じます。迅速化という観点では心配なことはしませんけれども、定例会を月に1回は開催をさせていただきまして、そのような情報交換に努めることにいたしております。

また、各分野ごとに担当委員を決めまして、計画づくりや実施方針の作成に当たるわけですが、関係責任者を参与という形で組織に含めさせていただいた構成を取っております。適宜、参与会議を行って、調整をさせていただくことにいたしますので、あるいは検討委員会には関係府県からも参加をしていただくことになりますので、そのような意味でも調整・情報共有の機会を十分取っていきたいと、このように考えます。

また、もう1つ、機動力を発揮するという面では、既に口蹄疫ですとか、鳥インフルエンザ、防災局が事務局になっているわけでありますけれども、この範囲はお隣の岡山県や、あるいは国の機関であります近畿農政局に入っていますけれども、もちろんのこと三重県や奈良県や、あるいは福井県も入っています。そのような意味で、広域事務局の役割は果たしますが、対象によりましては弾力的な協議会システムも活用していくことで進めていくことにいたしておりますので、そのような点につきましても、現実に対応力のある組織運営を心掛けてまいります。そのような意味で、今後ともご指導をお願い申し上げたいと存じます。

○議長（吉田利幸） 次に、出原逸三君に発言を許します。

出原逸三君。

○出原逸三議員 まず、国出先機関の「丸ごと」移管について質問をいたします。

関西広域連合設立のねらいの1つは、国の出先機関の事務・権限の受け皿になることがあります。これを実現することにより、国と地方の二重行政が解消され、効率的・効果的な事務・事業の執行ができ、住民生活のメリットがもたらされるものと思っております。

国では、昨年末にアクション・プランが閣議決定され、国の出先機関をブロック単位、出先機関単位で地方に移譲する等の方向が明らかにされました。そのスケジュールによれば、本年中頃に具体的移譲対象機関を決定することになっています。

そこで、関西広域連合としても、国の出先機関単位での「丸ごと」移管に向けた取組を進めていく必要があるものと考えますが、この「丸ごと」移管の考え方について、広域連合長に、以下お伺いをいたします。

まず、国の出先機関改革を推進するために今がチャンスと、関西広域連合として「丸ごと」移管を主張することは理解できますが、一方で道州制につながるのではないかとの意見も根強いものがあります。例えば、近畿地方整備局は約2,500人の職員と約1兆円の予算を持っていると言われており、県並みの巨大官庁になっています。こうした機関を丸ごと幾つも持てば、正に道州制の絵となります。これでは住民からは相変わらず遠い存在になり、メリットが感じにくいものになると思います。そうならないように、住民に身近な改革だと受けとめていただけるようにしなければなりません。そこで、広域連合として「丸ごと」移管と住民サービスの関係をどう考え、府県民に説明していくのかお伺いをいたします。

次に、出先機関の権限移譲に伴う関西広域連合と府県との関係については、滋賀県議会においても議論があり、その際には補完性の原則に基づき、府県単独で受け入れることのできるものは府県に、複数の府県にまたがる事務など、府県単独での受入れが難しいものについては、関西広域連合が受け皿になるという整理がされていたと認識をしているところであります。このような認識と「丸ごと」移管の主張とは矛盾するようにも思える部分がございますが、この点について広域連合長の認識はどうかお伺いをいたします。

次に、広域観光について質問をいたします。

1月15日の臨時議会で広域連合長は、「関西は古くより日本の中心として歴史・文化、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域として発展してきました。近年、東京を中心として一極集中の進展により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下してきました。関西広域連合は、こうした流れを断ち切り、関西の復権・創造を目指します。」と決意が述べられました。私自身も地域主権の時代に向けて、関西広域連合が先陣を切らなければと思っています。

また、成果については着実に出していくことで、焦る必要はないと思うものの、一方では、府県民を思うと、どの分野でもよいが、一日も早く関西広域連合の成果を感じていただけるようにしなければならないという思いも持つものであります。

その観点から、特に国も力を入れております、また、財政出動も頼らないで、経済成長を実現することができる加盟府県が、またワイン・ワインの関係で取り組める広域観光について質問をいたします。

この観光に関して、国は訪日外国人旅行者を将来的に3,000万人にすることを目標にした訪日外国人3,000万人プログラムを設定し、その1期として2013年までに1,500万人との目標を目指し、中国をはじめアジア諸国を当面の最重点市場に位置付け、海外プロモーションを展開をしております。また、国際会議の推進については、開催件数を平成23年までに平成17年比50%増にすべく取り組んでいます。

そこで、今日までの関西広域連合エリアの実績を見ると、官公庁の調査では、外国人の日本での宿泊の地、関西の割合は、2008年 19.1%、2009年は18%、2009年、これは1月から9月まででございますけれども、19.8%を占めており、J N T O調査による日本国内での国際コンベンション開催件数のうち関西の割合は2008年で21.9%、2009年は21.4%となっています。これらの割合は、いずれも東京都が占める割合を下回る実態となっています。まず、この実態を広域連合長はどのように受け止められるのか、また東京都との関係を含め、目標をどのように考えようとされているのかお伺いをいたします。

次に、国との関係についてであります。関西の魅力ある観光資源を有機的につなぐ観光ルートを設定し、それを広域連合長等でトップセールスをすることが必要であります。問題は外国人観光客がどのようなニーズを持っているのかしっかり調査をし、それに対応することも極めて重要であります。そこで、その調査や国を使ってのプロモーションも必要だと思いますが、広域連合長はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

最後に、議第27号議案、関西広域連合広域計画策定の件では、関西を魅力ある観光圏としていくため、関西が一体となって戦略的に取り組むべく、重点分野、事業、目標等を定めることが必要であることから、関西観光・文化振興計画を策定するとされています。その計画策定に当たっては、学識経験者等で構成する計画策定委員会を4回程度開催し、平成23年度中に策定することになります。しかし、一日も早く成果、いわゆる付加価値誘発効果並びに雇用誘発効果を感じていただけるようにするということを考えると、その拠点である広域観光・文化振興局の強化が求められます。

そこで、原案は事務の円滑な実施と調整のために、各府県に参与等を設置するとされているものを、関西広域連合の専属職員を広域観光・文化局に配置する体制として強化したらどうかと考えますけれども、いかがなものかお伺いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（吉田利幸）　　橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下　徹）　　広域連合が国の出先機関をどんどん「丸ごと」移管を受けていくと、これは住民にちょっと遠い存在になるのではないかというご質問なのですが、確かに広域連合というものは都道府県よりも住民よりちょっと遠い存在であることは間違いないかもしれませんけれども、この「丸ごと」移管については、今の現在の国が所管していることから、広域連合に移る変化の視点を見てもらうと、これは一步住民に近づくということになることは、これは間違いません。

住民の皆さんに対する説明、この身近な改革であることの説明ということは、今日ずっとここに座ってまして、この議会のこの状況を住民の皆さんに説明することが、一番これ住民の皆さんに対してはわかりやすい説明になるのじゃないかというふうに思っています。と言いますのも、その近畿地方整備局を筆頭とする国の出先機関なのですが、近畿地方整備局は1兆円を超える予算を扱っていますけれども、恐らく何のこれ監視も効いてないと思うんですね。中央とか国を絶対視する共産党さんですら、国会のガバナンスが恐らく効いてないでしょうということを言われているわけですから、これもう全くガバナンス効いてないですよ。

これだけのメンバーでその出先機関をチェックすれば、近畿地方整備局がマッサージチエアを買ったとか、公用車を何台も多く持っているとか、あんなことは絶対ないと思います。それはもう知事に対するチェックとしては、もう無茶苦茶厳しい大阪府議会のメンバーもここにいらっしゃいますし、そのほか各府県の厳しい厳しい議員さんがここにいらっしゃれば、あんなでたらめな出先機関のそんな運営なんて絶対ないと思いますね。人員の問題から予算の執行から、これはもう知事はじめ、我々知事の委員会も徹底してチェックをしていくという、この体制が、これ正に国民のためになるガバナンス、これは国の出先機関をとにかくこの我々の下に置いて、これからどんどん予算書とかそういうものをチェックしていく、これが本当に国民のためになるものだというふうに思ってますので、この今日の連合議会、僕は初めて経験したのですけれども、この下に国の出先機関を置くこ

とが、本当にそれすなわち国民、住民のためになるということを我々も、また議員の皆さんもどんどん住民の皆さんに説明をしていただきたいなというふうに思っております。国の出先機関、「丸ごと」移管に反対している堀田議員も、今日、賛成に回ると僕は確信しております。

また、「丸ごと」移管と補完性の原則、これ矛盾しないかというお話なんですが、僕は補完性の原則というものは、これは大切な原則だと思っておりますが、これはある意味、静的な視点に基づく学術論と言いますか制度論であり、これは目標と言いますか、きれいな理想の目標だと思うのですね。この目標に向かっていくために、この「丸ごと」移管というものは、ある意味、政治的な手段、運動論だというふうに思っておりまして、あくまでも補完性の原則、これをゴールとして設定をしますけれども、しかし、ここに一足飛びに国が持っている権限をすぐ市町村に、そして都道府県にというわけにはいきませんので、この補完性の原則ということを目標に、まずはこの広域連合で「丸ごと」移管というものをまず一步進めて、これは政治運動として、手法として進めて、そしてきちんとその後、補完性の原則というものが満たされるように整備をしていくというような形でやっていきたいと思いますので、矛盾というよりも、そもそも補完性の原則、これはもう目標で、それを達成する手段で「丸ごと」移管というふうに位置付けております。

○議長（吉田利幸） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 広域観光の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、正直言いまして東京都にはすべての点で遅れを取っている。それだけではなくて、実は最近、横浜を中心とした神奈川にも遅れを取り始めていて、関東全体に比べて関西というものの相対的な位置は非常に低くなっているのが現状だと思います。

こうした中身を見ますと、1つには、例えば外国人の宿泊観光客数を見ますと、観光目的ではそれほど負けてないのです。ところが観光以外の目的、ビジネスでいくと全然違ってしまっている。こうした政府、会社本社機能が集中している点から来るビジネス機会における非常に関西の不利な部分があるということ、それからアクセスの面でも、成田や羽田の発着便数と比べてみると、非常につらい点がある。さらに、会場の収容能力ですね、国際会議の場合は、これにつきましても、関西で一番大きいのは神戸の4,000人なのですから、東京も横浜も5,000人クラスを揃えてきている。この会場でさえ2,700が収容の最大会場になっていますから、こうした点の問題があるというふうに思っています。

ただ、それに対してやっぱり関西の強みというのは、文化・観光の強みというものはしっかりとしておりますので、そういう関西の持っている強みを生かすことが大事だと思っておりますし、その上におきまして、例えば会場なども、ここの会場や京都国際会館や神戸もありますから、ネットワーク化をして、一体的に使っていくことで収容力のアップをやっていく。個々の改善も必要だと思いますけれども、それからアクセスの充実についても、しっかりと考えていかなければなりません。その上で、少し時間がかかりますけれども、関西広域連合では関西全体の産業振興とか、様々な学術研究、文化、こうしたものもレベルアップを図っていくことによって、全体としての競争力を高めていく必要があると思います。

こうした点から申しますと、結構、福岡が会場規模は小規模なのですけれども、国際会

議頑張っているのです。ですからアジアをターゲットとか、重点的なものをやりながら、やっぱり関西としての競争力をアップさせることを最終目標にしていきたいと思いますし、そのためには、数値目標も掲げながらいきたいというふうに思っています。

それから、外国人の観光客のニーズでありますけれども、大雑把に申しますと、アジア系はショッピングや温泉、そして欧米系はどちらかと言うと伝統文化、そしてアジア系は団体旅行が多く、欧米系は個人旅行が多いという。両方とも非常に日本食に关心が強いというのが調査では出ているのですけれども、そうした点についてしっかりと私どもは状況に応じた形でやっていかなければならぬ。

例えば、ショッピングですと、関西全体を通じて、向こうの中国に対するショッピング環境、銀聯カードのようなものがありますけれども、そうしたものを整えるとか、こういうそれぞれのニーズに合わせた戦略をこれから広域の計画を作る中でしっかりと明確にして、それに合った形でプロモーションを展開していきたいというふうに思います。

事務局体制についてですけれども、やはり各府県の持っている力を生かすためには、各府県の状況を十分知っている職員が集まって、そして、その中で様々な戦略を立てていくことは必要だというふうに思っております。そうした中で、オール関西の視点を持つ職員が育っていく、その時に専属職員とかいうものについても、さらに一步進めていく体制づくりを考えてはいいかなというふうに今の段階では考えています。

○議長（吉田利幸） 次に、尾崎要二君に発言を許します。

尾崎要二君。

○尾崎要二議員 だんだんの質問が続いてございます。同じような質問という重なるようなケースもあるかもしれませんけれども、お許しをいただきまして、時間も限られておりますので、質問に入らせていただきたいと思います。

関西広域連合が国からの事務事業の移譲を受けて、議会や住民の監視の下で実施していくことは、地方分権を推し進めていく上で大変有意義なことであると考えます。私が所属する和歌山県議会においても、昨年12月に関西広域連合への権限移譲を求める意見書を全会一致で採択し、政府に提出したところあります。

そこで、権限移譲の受け皿としての関西広域連合について、3点お伺いをいたします。

まず、1月臨時会の冒頭において、井戸広域連合長は、国に対し、広域連合が国の出先機関を丸ごと受けることを提案した旨、説明され、その後の記者会見でも同じような発言をされておられました。これまで地方分権が一向に進展しなかったことから、「丸ごと」移管というインパクトのあるメッセージを発する意図はよく理解をできますが、今後、具体的に進めていくためには、「丸ごと」の意味を明確にしておく必要がありますので、この点について井戸広域連合長及び国出先機関対策委員会の橋下委員長にご見解を承りたいと思います。

次に、私は「丸ごと」移管には人・権限・財源の面で3つの懸念を持っております。第1に、職員数の削減をはじめとする行政改革では、地方に比べて国は汗を流していないということを感じており、「丸ごと」移管とは国で人員整理を行うことなく、広域連合で受け入れた後、必要な規模に整理していくという考え方だと思われますが、国の行革のツケを関西広域連合が負わされることにつながるのではないかと案じております。

第2に、真の地方分権を実現するためには、地方が事務執行権のみならず、政策の決定

権の移譲を国から受けて、企画立案から管理執行までを一元的に担うことが必要あります。つまり国出先機関の権限と併せて、本省の持っている権限をセットで移譲を受けることが必要であると思います。そうでなければ、関西広域連合が国の単なる出先機関と化すのではないでしょうか。

第3点目であります。必要となる財源の確保・保証・配分についてであります。人件費などの経常経費に充てる財源は、当然、国で手当てされるべきものであります。将来にわたってどのように保証されるのでしょうか。国道や河川等の整備など投資的経費に充てる財源については、国の中で関西への予算をどのように確保していくのでしょうか。また、財源の広域連合内での配分について、配分権を持ったところに強力な権限が集中し、声の大きいところに厚く配分されてしまわないかといった道州制に似た疑惑があります。

以上、3つの懸念についての考え方や具体的な対応方法について、井戸広域連合長及び橋下委員長からお聞かせをいただきたいと思います。

また、関西広域連合が多くの期待に応えていくためには、関西全体を考える視点を持った府県職員の養成が肝要であります。人材育成の基本的な考え方と具体的な方策について、仁坂広域職員研修担当委員からお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますけれども、「丸ごと」移管ということであります。国に丸投げをしてはどうかということであります。そうしますと、我々地方にとると、丸飲みというイコールかなというところがあるわけでありますけれども、例えば、今度観光で申し上げたいのですけれども、私たちの和歌山県には有田川というところに有田川鶴飼いという珍しい鶴飼いがございます。そこの鶴もそうでありますけれども、魚を食わえたらしっぽを食わえようと背中を食わえようと、腹を食わえようと、飲むときには頭から飲むということでございますので、「丸ごと」ということに関して、十分気を付けながら、それでいて我々議会も執行部も力を合わせて統一した認識に立って、両輪のごとく國へ体当たりをしてまいりたいというような気持ちも述べて、私の質問を終わります。

○議長（吉田利幸）　　橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下　徹）　　「丸ごと」移管のその定義と言いますか、意味なのですけれども、こちらは国出先機関の早期移管を実現するため、その権限・財源・組織の一括移管を求めるものというところで、今、広域連合委員ではそのように定義付けをしております。

議員から色々重要な問題点指摘をしていただきました。まず、国の行革のツケを負わされることになるのではないかということなのですが、ただ、国民にとっては國も広域連合も地方も関係ないのですよね。今、行革をやらなければいけない、特に国の出先機関、国の組織にあっての行革というものは喫緊の課題であります。今の民主党政権において、その行革の進展具合というのは、これはもう国民は全く感じていないと思うんですね。そうであれば、我々がやっていくということでいいんじゃないのかというふうに思っております。国民のためになるのであれば、国がやるところまで待つ必要もなく、それは地方が、我々ができるのであれば、どんどんやっていって、ある意味、国の行革の遅さを国民に知らせることによって、それは国民から今の政権に対するプレッシャーにもなるでしょうし、そのようなプレッシャーが掛かることによって、國も動くんではないのかというふうに思っておりますので、このツケを負わされるというふうに考えるよりも、我々がそれを率先

してやっていくというようなことを有権者に示すべきだというふうに思っております。

それから、本省の持っているその権限をセットで譲り受けるべきだと、これはもうおっしゃるとおりです。執行権だけもらっても意味がありませんので、企画立案権の移譲も求めるべきということは、これはもう議員のご指摘、おっしゃるとおりです。これはアクション・プラン推進委員会の中で、きちんとこれは強く訴えて、これから協議の中でそれは実現していきたいと思っております。

財源につきましても、先日のアクション・プラン推進委員会で、その点、僕自身が問題提起をしました。最終的には税源移譲でしょうというような問題提起をしたのですが、まだ広域で国の出先機関を丸ごと受けるということを手を挙げているところが関西とか九州ぐらいいなものですから、税源移譲というところを一部の地域だけ行うというのは、なかなか技術的に難しいということで、片山総務大臣からは、当面は交付金で手当てをすることになるのではないかというような、そういうお話を出ていましたが、具体的な詰めの作業はこれからになるというふうに思っております。

そして、広域連合で確保した財源の今度は域内のその配分の問題、これも大変重要な問題ではあります。議員ご指摘のとおり、今度はこの配分権を持ったところが力が強くなるのではないか、また、声が大きいところがというふうにおっしゃられまして、ただ、今の出先機関がやっているこの仕組みの中でも、要は国会議員の声の大きさとか、そういうところで色々決まっているようなところもありまして、ルールを明確化して、公平なルールを作っていくところは、これは重要なのですけれども、こうなってくると、やっぱり政治、行政の世界においては、力のある、なしというものは当然出てくると思うのですが、国で訳の分からぬところで国会議員が横やりを入れて、予算を持っていく、どうだというような話になるよりも、我々のこの広域連合の中でルール化をして、この中で誰が声が強いのか、そういうものを見る中で、みんなで決めていくということの方が、現状よりもより、よりというよりも相当ましな仕組みになると思ってますので、この配分のルールについては、正にこの広域連合内でしっかりと透明性、公平性を確保したルールを作っていくないと、いかなければいけないというふうに思っています。

○議長（吉田利幸） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長、広域職員研修担当委員（仁坂吉伸） 広域職員研修についてお答え申し上げたいと思います。

これにつきましては、府県の枠を超えて取り組む必要がある課題等について相互に研鑽を行うことによりまして、高い業務執行能力、それから広域的な視点を持ち、今後の広域行政推進の担い手となる職員を養成していくことであろうかと思います。

平成23年度におきましては、若手職員を対象に、政策形成能力の向上を図る研修を実施し、政策形成のスキルを身に付けていただきたいと考えておりますが、当面、それぞれの府県で合意した広域観光についてのスキルアップということを具体的に実施していきたいと思います。

次年度以降につきましては、この実施計画を踏まえて、研修のあり方について検証を加え、できれば各府県の研修の一部を統合していくというような形で効率化もしていきたいなというふうに思っておりますが、それについては各府県とよく相談をして、内容の充実に努めていきたいと考えております。

○議長（吉田利幸） 次に、吉井和視君に発言を許します。

吉井和視君。

○吉井和視議員 和歌山県の吉井でございます。私は、地方分権の本格的な実現という、この関西広域連合が設立されたことを本当にうれしく思っております。それで、和歌山県のような農林水産県のそういう県と、そしてまた大阪というような、そういう大都会と一緒にになって、この関西広域連合が一体感ができるような、そういうことを望んで、今日、まず初めに質問をさせていただきたいと、そんなように思います。

関西広域連合の区域内における平成21年度の農業生産額の状況は5,627億円、全国シェア7%となっております。兵庫県、徳島県、和歌山県の順に多く、この3県の区域内の60%を示しております。また、我々和歌山県のミカンの生産額を中心に、223億円がありまして、これは全国の17%を示しておるわけであります。こういった各府県の農林水産物について、関西広域連合の区域内の產品として地産地消の運動を展開していただきたい。元気な橋下知事、そしてまたきれいな嘉田知事にも、そういう区域内の消費拡大の運動の先頭に立っていただければ、我々は非常にありがたいと思うわけであります。

また、関西圏での消費拡大ができるということは、その輸送の際に必要となるエネルギーを小さくすることであり、環境保全には大変貢献するものであるわけであります。

さらに、1月15日の臨時会において冒頭、井戸広域連合長が構成府県の志を一にして、誠心誠意取り組んでいくと挨拶されました。行政が志を一にして関西の浮上、復権を目指していくことは大変素晴らしいことありますが、まず、区域内の住民の機運を盛り上げていくことが非常に大事なことであろうと思います。そういうことで、区域内の產品の地産地消に取り組んでいくことは、住民に関西は1つという機運を醸成していくための大変大きな有効な方法であると思いますので、連合長にご見解をお尋ねいたします。

次に、府県からドクターへリ、この移管についての質問をさせていただきます。

和歌山県では、関西では一番早く、平成15年1月からドクターへリを導入いたしております。ドクターへリは県民にとって本当に命を守る大変心強いものとなっておるわけであります。一方、今議会に提案されております地域医療分野において、府県の事業の移管でありますけれども、計画的に進めるとされております。また、移管によるメリットとして、適正配置や効率性が挙げられておりますが、人の命に関わることだけに、効率性だけを追い求めてはいけないと思います。

先に申し上げたように、和歌山県のそういう実績、あるいはまた県内に急病・負傷者がいることを考えれば、先に導入した県が行われている事業の水準を低下させないことが、広域連合の私は移管の前提であると考えます。

そこで、府県から移管を進めていくに際して、先行して行われている今の水準を低下させないために、何か具体的な方法を連合長にお示ししていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 農林水産物の地産地消の取組にも寄与するのではないか、また寄与させるべきだというご質問をいただきました。正しくそのとおりだと存じます。関西地域は、京阪神という国内有数の人口の集中地域を持っています。これは裏返して言いますと、巨大消費地を持っているということでございます。これまで多くの農産物が

域内で消費されています。例えば、鳥取県の20世紀梨の約6割、徳島県の野菜の約5割、全国ブランドの和歌山県のミカンも約3割が、この近畿の域内に出荷されているところでございます。既に域内の結び付きはそれだけ強い、こう言えるのではないかと思います。

関西広域連合の設立は、地域の結び付きを強め、地域間競争に備えていくことにもなりますし、関西人意識の醸成にも寄与することになると思います。こうした機運の醸成が関西の農産物の域内消費の拡大にもつながっていくものと期待しております。

その場合、先程も触れましたが、巨大消費地に近いという立地条件をどのように農業として生かしていくか、このことは野菜を中心とした農産物にとって非常に有利な条件ではないか、このように考えていますし、また関西ブランドというものの確立を目指していく必要があるのではないかと。今まで私ども兵庫ブランドの確立と、兵庫の農業では言ってまいりましたし、中々ブランド化できてはいないわけですが、もっと広い関西ブランドとしての確立も目指していく必要があるのではないかと、このように思います。

正しくＴＰＰに対する対応というようなことを考えましたときに、産地の確立と併せて、そのような消費地を含めた農業の地産地消をベースとする確立が不可欠になる。そのような意味で、連合として直ちに取り組むべき事柄は、農業の場面としては少ないのかもしれません、観光とか文化というような幅広さも含めまして、対応を考えていく必要がある、このように考えているところでございます。今後ともご支援をよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田利幸）　　飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門）　　府県からのドクターへリ事業の移管についてご質問をいただいております。関西広域連合管内でのドクターへリの運航につきましては、現在、大阪府、そして和歌山県、さらには兵庫県、京都府、そして鳥取県、この3府県、これらにおいて運航がなされているところであります。また、徳島県におきましても、消防防災ヘリ、これを活用いたしましたドクターへリ機能、この運用を行っているところであります。議員ご出身の和歌山県との間では、平成21年の3月から相互応援協定を結び、広域的な事業を積極的に展開をいたしているところであります。

そこで、広域医療分野につきましては、先程の提案理由、こちらの方でもご説明をさせていただいておりますが、広域的なドクターへリの配置、そして運航体制をしっかりと構築をしていくために、既に取り組んでいる府県のドクターへリ事業につきまして、順次、広域連合の方に移管を進めていくことといたしております。まずは公立豊岡病院を基地病院とされております兵庫・京都・鳥取、3府県によります、この事業について、本年の4月移管に向けて現在、調整を行っているところであります。

議員ご質問の移管後の運用につきましては、年度内に、これは平成22年度ということであります。設置することといたしております「関西広域救急医療連携計画策定委員会」及び「ドクターへリ検討部会」におきまして、検討を進めることといたしております。

今後の検討に当たりましては、議員からのご提案にもありますように、既にある各府県のサービス水準を基本といたしながら、複数のドクターへリを共同運航することによります二重・三重のセーフティネットの構築、効率的な運用という新たなメリット、こちらを生み出し、助かる命をしっかり助けていく強い気持ちで臨んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田利幸）　　次に、山根英明君に発言を許します。

山根英明君。

○山根英明議員 私は、鳥取県議会から選出されました山根であります。よろしくお願ひします。

さて、今回の質問を理解いただくために、私の思いを若干、披露させていただきます。

今回、設立されました関西広域連合のミッションは、広域連携と地方分権の先覚者たることを認識しております。このミッションを達成するために重要なことは、2つのキーワード、その1つは、スピード感と一体感であると考えております。大事業を成功するには、時間と議論を積み重ねていくことと同じく、成功例をテコとして大きなものを動かすということも大切であると考えております。そのためには、スピード感を持って可能なものから次々と実現させていくことであると考えるものであります。小さなことからこつこつとの精神であります。そして、いずれにせよ、私どもも喧々諤々の議論をしながら、最後には一致団結して、国に物申していくかなければならないと考えているものであります。このようにスピード感と一体感を持って取り組み、関西広域連合を成功に導かねばならないと思っています。

これより具体的な質問に入らせていただきます。

まず、関西広域連合に現在参加していない奈良県への働きかけについてであります。奈良県が関西広域連合に参加しておらず、このことにより国が「丸ごと」移管を受け入れるに至るには、今後、かなりの時間を要することが危惧されるであります。我々の関西が一体感を持って国に物申していくためには、まず、奈良県が参加することが望ましいと考えているものであります。

また、移管される事務にもよるものと考えますが、大阪市や堺市、京都市、神戸市といった政令市も参加しなければ、「丸ごと」移管は実現しないことも危惧するものであります。

奈良県に対して、広域連合への早期参加を積極的に働きかけるべきではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、観光の推進についてお伺いいたします。

広域観光・文化振興の分野において取り組む広域観光ルートの設定などの策定を来年度1年かけて行うようなことであれば、事業の実現までに随分と時間がかかるものと考えます。もっと策定時期を早め、実践を通して修正していくべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

そのためには、可能なルートを順次設定していくことも肝要であり、複数の県にまたがる観光ルートの素地が既にあるものを取り込むのが得策だと思うのであります。京都府、兵庫県、そして鳥取県と3府県にまたがる、昨年、世界ジオパークにも認定されました山陰海岸ジオパークは、関西広域連合の広域観光ルートの皮切りに相応しいものと考えるものであります。

そもそも観光ルートは、東アジアや欧米をメーターゲットしております。山陰海岸ジオパークは、日本列島がアジア大陸の一部だった頃の地質が海岸に現れております。また、今月12日には、ギリシャ・レスボス島ジオパークと姉妹提携をしたところであります。東アジアや欧米からの観光客に興味を持っていただきやすいと思っております。

さらには、我が鳥取県には韓国につながる空と海の玄関にあり、空の玄関はアシアナ航

空が就航する米子鬼太郎空港、海の玄関は定期貨客船が就航します境港港であります。また、関西国際空港と米子鬼太郎空港は、アジア随一のハブ空港となっていますインチョン国際空港とつながっております。関西国際空港と山陰海岸ジオパーク、そして米子鬼太郎空港を1つの線で結ぶ広域観光ルートは、東アジアのみならず、欧米へもセールスできるポテンシャルは高いものと考えております。関西広域連合として、このルートづくりを早急に検討し、取り組むべきではないかと考えるものであります、所見をお伺いいたします。

最後に、山陰海岸国立公園管理事務所の移管についてであります。

今、縷々申し述べましたとおり、山陰海岸ジオパークは京都府、兵庫県、鳥取県の3府県にまたがって存在しています。これに山陰海岸ジオパークに関する権限を関西広域連合が持つようになれば、広域連携と地方分権の受け皿という2つのミッションを同時にクリアしたシンボリックな成功例として、広く内外にアピールできるのではないかと考えるところであります。

山陰海岸ジオパークのエリアにある山陰海岸国立公園の管理は、大阪府にあります環境省近畿地方環境事務所が行っておりますが、山陰海岸国立公園の管理事務を関西広域連合へ移管し、事業と管理を一体に行うことができれば、山陰海岸ジオパークの推進、ひいては関西広域連合の今後の活動に大いに寄与すると考えるところでありますが、所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田利幸）　　橋下委員。

○国出先機関対策委員会委員長（橋下　徹）　　この奈良県の問題は、広域連合においてまあ本当にこれから考えていかなきやいけない重要課題でありながら、ただ、先日のアクション・プラン推進委員会において、出先機関の「丸ごと」移管については、奈良県の不参加というものが致命的な問題ではないということを片山総務大臣がはっきりと言われましたので、広域連合にとって、この広域連合は出先機関の「丸ごと」移管の話だけではありませんので、広域連合としては奈良県のこの参加・不参加の問題というものは大きな問題だとは思うのですけれども、出先機関の移管にとっては致命的な問題ではないというふうに認識をしております。

奈良県、どうしましょうかね。これは是非、議会の皆さんにも、やはり今、色々政党に対して有権者が非常に厳しい視線を送っている中で、地方におけるいわゆる既存の政党は、国政政党とは違うのだということを示す絶好のチャンスなのかなというふうに思っております。是非、奈良県議会における色々な各政党に対する働きかけを、連合議会の皆さんにもきっちりやっていただきて、奈良県の参加を我々理事者側だけに任せることではなくて、正にこれは政治的な、これは政治運動そのものですから、政党とはこういうものなんだということで、自民党さん、民主党さん、公明党さんで、奈良県議会の方に色々政治的な働きかけをしていただきて、政治主導で奈良県を参加に導いてもらいたいなというように思っております。

また、我々理事者側の方も色々話し合いをこれからしていきますが、多分に奈良県知事のお人柄の問題もあるかというふうに思ってますので、これをどのように接したらいいのかというのは、僕はまだまだ人生経験少ないものですから、各理事者のメンバーと北風政策でいくのか、太陽政策でいくのか、それともほったらかしでいくのか、その辺りをし

つかり人間的なコミュニケーションという視点から話し合って対応していきたいと思いますが、是非、議会の皆さんに、何とか政党の問題としてまとめていただきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田利幸） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 観光事業の推進もできるだけ早くやっていけというご指摘でありますけれども、正にそのとおりだと思っておりまして、私たちがやらなければならない事業2つあるのかなと。1つは、やはり関西としての戦略をきちっと作っていくこと、それからもう1つは、関西というもののイメージを広くアジアを中心にはじめに発信していくこと。戦略の方のからの広域観光ルートも入ると思うのですけれども、こちらは余り拙速になってしまって、大体広域観光ルートとかは行けると思うのですけれども、広域観光の計画自身は、私たちの中でも観光の施設をめぐって意見の食い違いもありますから、こうしたものはしっかりと情報を共有して進んでいかなければならぬ部分もあると思います。

ただ、広域観光ルートにつきましては、今までのKU時代からの実績もありますから、これ沢山作っていかなければならぬのですけれども、既存のものもうまく利用していくことによって、ある点では走りながら考えていくことができると思います。そして、その上で観光プロモーションをオール関西で行っていく、その成果を踏まえて、ご指摘のように広域観光ルートのさらなる充実を図っていくといよいよ循環、P D C Aサイクルがありますけれども、若干、D P C Aサイクルになっちゃう部分があるかもしれませんけれども、そこはどうかお許しをいただきたいなというふうに思います。できる限り早く関西広域連合の成果が出せるように頑張っていきたいと思います。

○議長（吉田利幸） 平井委員。

○委員（山陰海岸ジオパーク推進担当）（平井伸治） 山根議員のご質問にお答え申し上げます。

私の方からは、広域観光につきまして、先程おっしゃられました山陰海岸ジオパークの件、また近畿地方環境事務所の件につきまして、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

広域観光につきましては、今、山田委員の方から申し上げましたとおり、積極的に是非取り組めるところからやっていくという考え方で、前へ前へと進めていきたいというふうに考えております。

広域観光ルートの設定についての例示がございましたけれども、それも1つの範に当然なろうかというふうに思います。私たちはせっかくこの関西広域連合を作ったわけでありますから、府県を越えた1つのまとまりとして成功例を1つ1つ作っていかなければならぬと思います。その意味で、観光というのは取り組みやすい分野ではないかと思います。

山陰海岸ジオパークをとってみましても、例えば、京都府の琴引浜でありますとか、小天橋でありますとか、そうしたところから兵庫県では玄武洞、あるいは但馬御火浦、また鳥取県では浦富海岸や鳥取砂丘など、そうした様々なスポットがあります。これをお互いに、今までばらばらでやってましたけれども、つなぎ合わせることで、より多くの人の興味を引くことができるのではないかということです。

こうした意味で考えますと、可能性は十分にあると思いますし、先程の山田委員のご答

弁にも申し上げましたとおり、例えば、アジアで言えば温泉だとか、食だとか、それから自然環境、こういうところに興味がある、これ全部あるわけですね。そういうものをつなぎ合わせていくことで、1つのルートを作ることは十分に可能だと思いますし、是非ご指摘のものも入れ込んで、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから2つ目に、地方環境事務所についてのお尋ねがございました。私ども現場を預かる都道府県としましては、非常に矛盾を感じるところであります。何となれば、三位一体改革で大きな過ちが幾つもありました。財政的な過ちもありました。その中で、色々な整理をしたわけでありますが、強引な整理もあったわけであります。

例えば、国立公園につきましては、遊歩道を整備をするということ、これはそれまで補助事業でやっていたものを直轄でやると、これは確かにいいことかもしれません。しかし、そのために国のはずは事業を取ってこなければ、1つも目の前の遊歩道の整備すらできないという不思議な現象が起こっております。やはり、国立公園の使用につきまして、色々な許認可を受けること、あるいは整備を行うことにつきまして、地元が一番よくわかっているわけでありますから、住民や地域に近いところでその仕事をするように国からの移譲を行うべきだと思います。橋下委員から申し上げますとおり、基本的には「丸ごと」移管ということだと思います。

そういうことで、是非ともこの山陰海岸ジオパークのエリアにつきましても、国立の山陰海岸公園ということでなっているわけであります。ここには竹野、それから鳥取県では浦富に自然保護官事務所がございますが、こうした事務所の移管なども含めて、1つの成功例を是非とも作っていくべきではないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、これは色々な考慮を要することでございまして、議員各位のご意見も賜り、また住民の皆さんのご意見も賜りながら、地方分権のモデルとしての関西広域連合を確立してまいりたいと思います。

○議長（吉田利幸） 次に、木下 功君に発言を許します。

木下 功君。

○木下 功議員 只今ご紹介いただきました徳島県の木下 功でございます。本日の最後のトリを飾させていただきます。

徳島は古来から近畿との関係が大変深く、現在も本県から近畿圏に移住している方が130万人、1世、2世を含めて130万人おります。徳島県はというと、80万を若干切りました。非常に厳しい人口減が続いております。しかしながら、200万人の県人が関西近郊圏で生活しているという自負もまたございます。

また、徳島県の農林水産物の約半数は京阪神に送られ、それぞれの市場で極めて高いシェアを担っております。正に関西の台所を支えていると思っております。

大阪の地名に阿波座がございます。ご存じのとおり、この阿波座や阿波踊りの阿波の国は今の徳島県でございます。そして、この阿波座には近世初期、多くの阿波の商人が住み、水上交通が盛んであった当時、四国や中国からの特産物を商う物産の拠点として栄えた場所であり、阿波徳島がこの交流の橋渡し役を仰せつかってまいりました。そして、この名がついたというふうに聞いております。

このように、この四国の徳島が関西広域連合に入ることで、関西の徳島ともなったことは、近世の徳島繁栄にした際の仲間に再会し、再び交流を深めることができる契機になる

と大変喜んでおります。

また、徳島は、四国と近畿の結節点として、四国の良さを近畿の皆様に、近畿の素晴らしさを四国の他の3県に伝えなければなりません。使命感を持って、この関西広域の設立に当たり、構想当初より参画してまいりました。

こうした思いは、徳島県、関西広域連合の規約を受け継ぐ際の3つの附帯決議にも表れております。ここでご披露いたしておきます。

関西広域連合がそのまま道州制に転嫁するものでないことを前提に、新たな広域行政モデルとしてしっかりと取り組む。四国と近畿の結節点という本県の特性が生かされ、その成果が中心部に偏ることなく、関西全体の発展につながるものとすること。引き続き県民の周知を図り、県民と離れた存在とならず、その成果が実感できるものとなるよう留意すること。この3つであります。

この附帯決議は、正に関西広域連合の期待の表れであり、いかに徳島県が関西に貢献できるか、今後の課題とともに、関西広域連合が徳島県を含め、関西としての一体感を醸成していくけるものと望むものであります。そして、それは関係する府県民の皆様にも早く見えるものでなくてはなりません。

私が考えます具体的に関西の一体感を醸成する方法として、やはり関西の一括りとした売り出す観光分野での展開が効果的であると考えております。観光分野には関西広域機構、KUにおいて取り組んできた、これまでの資産ともいべき官民連携の実績があります。そこで、こうした官民連携の手法を取り入れた広域連合としての新たな取組や、関西の域内を、もちろん徳島を含めて、隅々まで周遊できる回遊の仕掛けが重要と思います。

例えば、徳島県では中国富裕層対象に、昨年から医療観光に力を入れて取り組んでおります。しかし、この企画は徳島だけで完結するものではありません。徳島では健康診断を受けた外国人旅行客が、その足で大阪や京都などを観光し、関空から帰るといった一連のメニューを売り出しております。そうしてこそ商品と成り立つものであります。これは国の外国人旅行客の訪日促進施策にも合致しています。そして、ゴールデンルートと呼ばれる我が国でも有数の観光エリアの中でも、関西は重要なポジションにあります。

さらに、誘客の主な売り込み先は、今一番勢いのある中国なのであります。この中国をメインターゲットとした広域観光事業は、関西にとっても大きな魅力となるのではないでしょうか。そこで、広域連合で医療や健康をテーマにした観光に積極的に取り組むという考えはないか、広域観光・文化振興担当委員にお伺いいたします。

次に、もう1つ、広域観光・文化振興について質問です。

この分野、事務は、観光と同時に文化というジャンルが生まれていますが、設立当初における具体的な事業展開が予定されてないようであります。しかし、関西と言えば文化の宝庫と言っても過言ではないでしょう。我が国の都の文化は京都に、商人の文化は大阪に、異国情緒漂う神戸の文化や阿波藍染の伝統を今に伝える徳島文化など、それぞれの地域の歴史が培ってきた我が国を代表する文化資源が、関西圏には集積しております。また、関西圏には複数の県に共通の文化資源も育まれており、例えば、人形浄瑠璃は屋内で演じられていた文楽が、やがて屋外に出るとともに大衆化し、西宮の恵比須昇きが操る恵比須の人形が、淡路、阿波で発展して全国に伝わっていったと言われております。このように関西における文化振興の取組は、観光と相まって非常に重要であるとともに、広域で取り組

むことが効果が期待される文化だと思います。

例えば、国民文化祭は、ちょうど平成23年度には京都府で開催され、その次、平成24年度には徳島県で開催される予定であります。文化の一大イベントが広域連合参加県で連続して開催されることは、言い換えれば国内の文化の機運が関西に集中する時期であると言えるのではないでしょうか。

最後に、次期定例会の開催地についてであります。

8月の定例会は、各県持ち回りで開催するというのが基本的な考え方であったと思います。関西連合議会でもご相談する必要があるかもしれません、本年夏の開催地の決定に当たっては、どのような観点で検討するのか、連合長にお伺いしたいと思います。

私は、連合区域全体が発展するような視点で工夫する必要があると考えます。例えば、建制順の逆回りの順序で開催し、徳島県で開催するについてどう考えているのか、是非とも次の8月定例議会は徳島県で開催をご検討いただき、関西の台所と言われる徳島の美味しい農林水産物をご賞味いただきたいと思っております。皆様と8月に徳島でお会いできることをご期待申し上げまして、私の質問を終わりります。

○議長（吉田利幸）　　山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二）　　木下委員のご質問にお答えいたします。

まず、広域観光なのですけれども、これから観光は、単に物見遊山だけではなくて、多面的、多角的にしていくなければならない。その中で、特に私どもも中国へ行きますと、日本の食品がよく売れている。何かと言うと、やっぱり安心なんですね。そういう視点から申しますと、アジアを中心に生活水準、経済水準が上がってまいりますと、健康の問題、医療の問題に対する関心は高まってまいりますし、それを大きな観光資源として扱っていくことは、私は関西にとりましても非常に有効なツールじゃないかなというふうに思っております。

今年の1月に医療滞在査証が創設されまして、徳島が既に取り組んでいるというふうに伺っておりますけれども、関西は医療資源に関しましては大変豊富であります。優れた大学病院もありますし、重粒子の治療施設もありますし、温泉の治療について、非常に歴史のあるところもある。再生医療やサイトの投薬とか、京都のiPSもありますけれども、こうしたものを生かしていきますと、本当に無限の可能性があるというふうに思っております。ただ、その一方で、医療資源というのはやっぱり地域の安心・安全の面もありますので、そうした点も踏まえながら、また徳島の事例も踏まえながら、今後、これから作ります関西の観光・文化振興計画の中で位置付けを図っていき、できればやっぱり積極的に展開をしていきたいというふうに考えております。

次に、文化でありますけれども、確かに文化につきましては、特段の具体的な事業展開が予定されておりませんけれども、観光という言葉は光を帶びている。この光の中では当然文化は入っているわけでありまして、観光振興と文化振興というのは、ある面では表裏の関係にある部分が多いのじゃないかなというふうに思っております。その点で、今年は京都、来年は徳島で開催されます国民文化祭というものは、単にその府県の催しだけではなくて、関西の有効な素晴らしい文化というものを広く発信していく手段にも私は大変使えるんじゃないかなというふうに思っております。

ご指摘のありました人形浄瑠璃でございますけれども、今年の京都の開催におきまして

も、京都の丹波の和知というところの人形淨瑠璃を中心とした催しがあります。正に人形淨瑠璃の街道を辿っていきますと、関西を縦断するのじやないかなというふうに思っておりますから、こうした非常にそれぞれの地域の特性を生かしながらも、共通のものを持っている文化というものをしっかりと確認して、関西全体で発信していく。例えば、関西、私どもこれから京都の文化祭は古典というものを大事にしていこうという運動もありますけれども、そうした中で関西の文化全体の振興につながりながら、多くの人にまた関西の文化の良さを見ていただける、こういう事業を積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田利幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 次回定例会の開催地について、木下議員から徳島で開催するようにという強いエールをいただきました。当面、定例会としましては、予算審議を行う2月と決算認定の審議を行う8月の少なくとも2回の開催を予定しております。開催地につきましては、2月定例会は大阪市内での開催、8月定例会は各府県持ち回り開催したい。その場合は、各府県議会の議場等をお借りをする、そして開催をするということも検討していきたいと考えております。

持ち回り開催するという意義は、ご質問でいただきましたように、各地域の方々に広域連合を身近に感じていただくこととともに、関西は1つという機運醸成にもつながる、このように期待しております。

では、今年の8月定例会をどうするかということですが、建制順序で申しますと、徳島県が一番、建制順序からご質問も一番最後になりましたように、最後になっております。これを逆転させまして、徳島県から建制順序ごとに持ち回っていただくということ也非常に有力な案ではないか、こう存じます。

したがいまして、四国と近畿の結節点である徳島県の開催につきまして、各府県の知事や議会、特に議長さんともよく相談させていただきまして、検討を前向きに進めさせていただきたいと、このように考えているところでございます。その際には、どうぞよろしくお世話役になりますが、お願い申し上げたいと存じます。

○議長（吉田利幸） 木下 功君。

○木下 功議員 井戸連合長から本当に思いの込もったご答弁をいただいたと思っております。飯泉知事はじめ徳島県、心を準備してしっかりと皆さん方をお迎えしたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第6

討論・表決

○議長（吉田利幸） 次に、日程第6、第27号議案及び第28号議案の2件について討論に入ります。

通告がありますので、堀田文一君に発言を許します。

堀田文一君。

○堀田文一議員 討論を行います。

国・府県・市町村には、それぞれの役割と責任があります。その役割と責任をきっちり

果たすのが日本の民主主義の形です。ところが、現在計画されている関西広域連合への国の出先機関の「丸ごと」移管は、国の役割の大きな後退になりますが、現在の関西広域連合にも府県にも代行できる体制はありません。その結果、行政責任の大きな空白が生じるおそれがあります。今、地方自治体が進めるべき改革は、一方的な「丸ごと」移管の受け入れではなく、国・府県・市町村が密接に連携し、住民の安全を守り、住民の福祉を向上させることです。

以上の立場から、提案されています広域計画と予算案には反対します。

以上、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 以上で討論を終結いたします。

これより議案2件について採決に入ります。

採決の方法は、1件ずつ起立によります。

まず、第27号議案について採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立多数あります。

よって、第27号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第28号議案について採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立多数あります。

よって、第28号議案は、原案どおり可決されました。

日程第7

決議

○議長（吉田利幸） 次に日程第7、決議を議題といたします。

井上哲也君及び中小路健吾君から「関西広域連合へ国の事務・権限の移譲を求める決議案」が提出されましたので、案文をお手元に配布しております。

本決議案について、井上哲也君から提案理由の説明を求めます。

井上哲也君。

○井上哲也議員 只今、上程されました「関西広域連合へ国の事務・権限の移譲を求める決議案」の提案理由を説明をさせていただきます。

関西広域連合は、複数府県で構成する全国初の広域連合として、関西の広域課題に取り組むとともに、中央集権体制と東京一極集中を打破し、この関西から地方分権改革の突破口を開くとの決意の下、設立されました。とりわけ重要な課題は国の出先機関の事務・権限の受け皿として、国と地方の二重行政解消に取り組むことであり、そのため、関西広域連合では、国出先機関対策委員会を設置し、政府に対して国出先機関の権限・財源・組織の一括移管、すなわち「丸ごと」移管の実現を求めているところであります。

一方、政府におかれましては、昨年末に国出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン」を閣議決定され、事務・権限の移譲に向けた具体的な工程や条件等については、今後、検討していくこととされており、我々関西広域連合とも具体的な協議を開始したと

伺っております。

しかし、具体的な議論に入った途端、各省庁の猛烈な抵抗に遭い、中々成果を上げられないというのが、これまでの地方分権改革が辿った道筋であります。

そこで、住民に身近な行政は、できる限り地方に委ね、地方が自主的かつ総合的に担えるようにするという地域主権改革の本旨に基づき、国においては「アクション・プラン」の着実な遂行を図られるとともに、関西広域連合との協議を誠実に進め、国の事務・権限の移譲を早期に実現するよう、改めて政府に対して強く求めることを関西広域連合議会として決議することを提案いたします。

ご賛同いただきますことをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田利幸） お諮りいたします。

只今、議題となっております本決議案については、質疑を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。

これより討論に入ります。

通告がありますので、堀田文一君に発言を許します。

堀田文一君。

○堀田文一議員 討論を行います。

私が関西広域連合への国の出先機関の「丸ごと」移管に反対する理由は既に述べたとおりです。決議案採択に先立って付け加えたいのは、連合議会は数多くの問題点が予想される「丸ごと」移管に、議会としてのチェック機能を発揮すべきだということです。今回、提案されている決議案は、議会の役割に逆行するものでありますので、反対します。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田利幸） 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、起立によります。

「関西広域連合へ国の事務・権限の移譲を求める決議案」を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉田利幸） 起立多数であります。

よって、本決議案は原案どおり可決されました。

只今、議決されました決議の字句及び取扱いについては、議長にご一任願います。

○議長（吉田利幸） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成23年2月関西広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時18分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に
おいて準用する同法第123条第2項の規定により、
ここに署名する。

平成23年3月

議長 吉田利幸

会議録署名議員 吉田清一

同 宮本博美

